

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-3	第1節 一般事項 1-1-6 施工計画書	本文中、 (1)～(11) 省略 (12) 再生資源の利用と建設副産物の適正処理方法 (13) その他	本文中、 (1)～(11) 省略 (12) 再生資源の利用と建設副産物の適正処理方法 <u>(13) 法定休日・所定休日(週休二日の導入)</u> <u>(14) その他</u>	愛知県標準仕様書改訂に準拠
1-8～9	1-1-20 建設副産物	本文中、 1 一般事項 2 マニフェスト 3 搬出伝票 4 法令遵守 請負者は、 <b>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</b> (平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。)、 <b>建設副産物適正処理推進要綱</b> (国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、 <b>再生資源の利用の促進について</b> (建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)等を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 5 計画書等の提出 請負者は、次の(1)から(6)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、(1)、(2)の実施書を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。  (1) 再生資源利用計画書(実施書) (様式1) (2) 再生資源利用促進計画書(実施書) (様式2) (3) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し (4) 収集運搬、処理業者の許可証の写し (5) 廃棄物処理委託契約書の写し (6) 運搬ルート図	本文中、 1 一般事項 2 マニフェスト 3 搬出伝票 4 法令遵守 請負者は、 <b>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和6年改正法律第68号)</b> (以下「建設リサイクル法」という。)、 <b>建設副産物適正処理推進要綱</b> (国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、 <b>再生資源の利用の促進について</b> (建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、 <b>建設発生土(土砂)等の利用と処理に関する実施要領(以下、「建設発生土等の実施要領」という。)</b> 等を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 5 計画書等の提出 請負者は、次の(1)から(7)の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、(1)、(2)の実施書を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。  (1) 再生資源利用計画書(実施書) (様式1) (2) 再生資源利用促進計画書(実施書) (様式2) <u>(3) 再生資源利用促進計画の策定に伴う結果確認票(建設発生土等の実施要領・様式4)</u> <u>(4) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し</u> <u>(5) 収集運搬、処理業者の許可証の写し</u> <u>(6) 廃棄物処理委託契約書の写し</u> <u>(7) 運搬ルート図</u>	愛知県標準仕様書改訂に準拠
1-23	1-1-46 提出書類	本文中、 1 一般事項 2 提出書類の変更 提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更した書類を提出する。 3 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、一部について電子メールによる提出を認める。 また、請負者からの発議により「事前協議チェックシート(工事用)」を用いて受発注者間で合意された場合は、施工計画書等の要領の対象外の書類についても電子メールでの提出を認める。 4 地質調査の電子成果品 (省略)	本文中、 1 一般事項 2 提出書類の変更 提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更した書類を提出する。 3 <del>「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、一部について電子メールによる提出を認める。</del> <del>また、請負者からの発議により「事前協議チェックシート(工事用)」を用いて受発注者間で合意された場合は、施工計画書等の要領の対象外の書類についても電子メールでの提出を認める。</del> 請負者は、 <u>提出書類の電子納品を行う場合、「豊田市電子納品運用ガイドライン」及び「豊田市デジタル写真管理基準」に基づき、電子成果品の納品を行わなければならない。</u> <u>また、あいち建設情報共有システム(以下、「ASP」という。)を用いた電子による書類提出については、「【内部資料(読替版)】豊田市(愛知県)情報共有運用ガイドライン」及び「豊田市発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき行わなければならない。</u> <u>このとき、資料等(施工計画書に添付する承諾書、契約書、届出書、許可書などを含む)はできる限り電子データ(PDF)又はスキャン等により電子データ化されたものとする。</u> 4 地質調査の電子成果品 (省略)	あいち建設情報共有システム(ASP)を用いた納品方法としたため

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等												
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため												
第1章 共通																
1-24	1-1-46 提出書類一覧表 現場代理人、主任（監理）技術者届	表中、 ☆契約時 建設リサイクル法まで省略  <table border="1"> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者届</td> <td>契約後5日以内</td> <td>総務課庶務担当へ直接提出（監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）</td> </tr> </table>	現場代理人、主任（監理）技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当へ直接提出（監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）	表中、 ☆契約時 建設リサイクル法まで省略  <table border="1"> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者届</td> <td>契約後5日以内</td> <td>総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、監督員に提出（監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）</td> </tr> </table>	現場代理人、主任（監理）技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、監督員に提出（監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）	確認、提出方法の修正						
現場代理人、主任（監理）技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当へ直接提出（監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）														
現場代理人、主任（監理）技術者届	契約後5日以内	総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、監督員に提出（監理技術者は下請負4,500万以上、及び入札時の公告で専任が義務付けられた工事）														
1-24	1-1-46 提出書類一覧表 現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料	表中、 ☆着手時  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届</td> <td>契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出</td> <td>最下行の氏名欄直筆 雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届はそれぞれの監督員に（上下水）総務課庶務担当確認のうえ提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届	契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出	最下行の氏名欄直筆 雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届はそれぞれの監督員に（上下水）総務課庶務担当確認のうえ提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。	表中、 ☆着手時  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届</td> <td>契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出</td> <td>最下行の氏名欄直筆 雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届は総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、それぞれの監督員に提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届	契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出	最下行の氏名欄直筆 雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届は総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、それぞれの監督員に提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。	確認、提出方法の修正
書類名	提出時期	備考														
現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届	契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出	最下行の氏名欄直筆 雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届はそれぞれの監督員に（上下水）総務課庶務担当確認のうえ提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。														
書類名	提出時期	備考														
現場代理人、主任（監理）技術者経歴書及び雇用確認資料 ※現場代理人兼務届、連絡体制表 ※主任技術者兼務届 ※監理技術者兼務届	契約後5日以内 兼務届の提出時期は既発注工事は、兼務期間の始期日より前に提出、新たに契約した工事は契約締結後5日以内に提出	最下行の氏名欄直筆 雇用確認資料として健康保険証の写しを提出する際は、保険者番号及び記号・番号にマスキングを施すこと。 兼務届は総務課庶務担当が工事契約台帳Excelに入力後、それぞれの監督員に提出する。 注）不在時の連絡体制が確認できる書類を添付、又は不在時の連絡体制を施工計画書に記載する。														
1-25	1-1-46 提出書類一覧表 コリンズ	表中、 ☆着手時 工程表まで省略  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コリンズ（受注時登録） 登録内容確認のためのお願い（打合せ簿不要）  登録内容確認書</td> <td>登録前（メール送信）  監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。</td> <td>契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、「登録内容確認のためのお願い」をコリンズから監督員にメール送信し監督員に通知する。監督員が「登録のための確認のお願い」を印刷し、担当者記入欄に確認（署名・押印）したものの返却（電子データ化されたものをメール送信した場合も返却と認める）を受けた後に登録。（変更契約により請負代金額が500万円未満から500万円以上になった場合には、変更契約から10日以内に受注時登録を行う。） ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	コリンズ（受注時登録） 登録内容確認のためのお願い（打合せ簿不要）  登録内容確認書	登録前（メール送信）  監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、「登録内容確認のためのお願い」をコリンズから監督員にメール送信し監督員に通知する。監督員が「登録のための確認のお願い」を印刷し、担当者記入欄に確認（署名・押印）したものの返却（電子データ化されたものをメール送信した場合も返却と認める）を受けた後に登録。（変更契約により請負代金額が500万円未満から500万円以上になった場合には、変更契約から10日以内に受注時登録を行う。） ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」	表中、 ☆着手時 工程表まで省略  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コリンズ（受注時登録） 登録内容確認のためのお願い（打合せ簿不要）  登録内容確認書</td> <td>登録前（メール送信）  監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。</td> <td>契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、「登録内容確認のためのお願い」をコリンズから監督員にメール送信し監督員に通知する。監督員が「登録のための確認のお願い」を印刷し、担当者記入欄に確認（署名・押印）したものの返却（電子データ化されたものをメール送信した場合も返却と認める）を受けた後に登録。（変更契約により請負代金額が500万円未満から500万円以上になった場合には、変更契約から10日以内に受注時登録を行う。）原則として「登録内容確認システム」を利用し、監督員が内容確認した後に登録する。ただし、従来の署名による確認方法も認める。 ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	コリンズ（受注時登録） 登録内容確認のためのお願い（打合せ簿不要）  登録内容確認書	登録前（メール送信）  監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、「登録内容確認のためのお願い」をコリンズから監督員にメール送信し監督員に通知する。監督員が「登録のための確認のお願い」を印刷し、担当者記入欄に確認（署名・押印）したものの返却（電子データ化されたものをメール送信した場合も返却と認める）を受けた後に登録。（変更契約により請負代金額が500万円未満から500万円以上になった場合には、変更契約から10日以内に受注時登録を行う。）原則として「登録内容確認システム」を利用し、監督員が内容確認した後に登録する。ただし、従来の署名による確認方法も認める。 ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」	登録内容確認システム利用促進のため
書類名	提出時期	備考														
コリンズ（受注時登録） 登録内容確認のためのお願い（打合せ簿不要）  登録内容確認書	登録前（メール送信）  監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、「登録内容確認のためのお願い」をコリンズから監督員にメール送信し監督員に通知する。監督員が「登録のための確認のお願い」を印刷し、担当者記入欄に確認（署名・押印）したものの返却（電子データ化されたものをメール送信した場合も返却と認める）を受けた後に登録。（変更契約により請負代金額が500万円未満から500万円以上になった場合には、変更契約から10日以内に受注時登録を行う。） ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」														
書類名	提出時期	備考														
コリンズ（受注時登録） 登録内容確認のためのお願い（打合せ簿不要）  登録内容確認書	登録前（メール送信）  監督員が登録確認メールの「登録内容確認書」で登録内容を確認するため、提出は不要。ただし、検査員が検査時に請求した場合は提示する。	契約後、土・日・祝日を除き10日以内に登録ができるよう、「登録内容確認のためのお願い」をコリンズから監督員にメール送信し監督員に通知する。監督員が「登録のための確認のお願い」を印刷し、担当者記入欄に確認（署名・押印）したものの返却（電子データ化されたものをメール送信した場合も返却と認める）を受けた後に登録。（変更契約により請負代金額が500万円未満から500万円以上になった場合には、変更契約から10日以内に受注時登録を行う。）原則として「登録内容確認システム」を利用し、監督員が内容確認した後に登録する。ただし、従来の署名による確認方法も認める。 ※ 発注機関名は「豊田市上下水道局」														
1-25	1-1-46 提出書類一覧表 建退共掛金収納書	表中、 ☆着手時 再生資源利用計画書ほか省略  <table border="1"> <tr> <td>建退共掛金収納書（発注者用原本）</td> <td>契約後1ヶ月以内（電子申請方式：契約後、原則40日以内）</td> <td>証紙を購入しなかった場合は理由書を提出する。理由書には下請けの辞退を証する書類を添付</td> </tr> </table>	建退共掛金収納書（発注者用原本）	契約後1ヶ月以内（電子申請方式：契約後、原則40日以内）	証紙を購入しなかった場合は理由書を提出する。理由書には下請けの辞退を証する書類を添付	表中、 ☆着手時 再生資源利用計画書ほか省略  <table border="1"> <tr> <td>建退共掛金収納書（発注者用原本）</td> <td>契約後1ヶ月以内（電子申請方式：契約後、原則40日以内）</td> <td>証紙を購入しなかった場合は理由書を提出する。理由書には下請業者から提出された「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書（建退共事務受託様式第6号）」の辞退を証する書類を添付（償例で使用されてきた辞退届は使用しない） 当初未購入も下請業者追加などにより後日購入の場合は、速やかに提出 豊田市発注の他工事で購入した残証紙を流用する場合は、打合せ簿にて監督員に協議し、承諾を得る。</td> </tr> </table>	建退共掛金収納書（発注者用原本）	契約後1ヶ月以内（電子申請方式：契約後、原則40日以内）	証紙を購入しなかった場合は理由書を提出する。理由書には下請業者から提出された「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書（建退共事務受託様式第6号）」の辞退を証する書類を添付（償例で使用されてきた辞退届は使用しない） 当初未購入も下請業者追加などにより後日購入の場合は、速やかに提出 豊田市発注の他工事で購入した残証紙を流用する場合は、打合せ簿にて監督員に協議し、承諾を得る。	国土交通省通知による修正						
建退共掛金収納書（発注者用原本）	契約後1ヶ月以内（電子申請方式：契約後、原則40日以内）	証紙を購入しなかった場合は理由書を提出する。理由書には下請けの辞退を証する書類を添付														
建退共掛金収納書（発注者用原本）	契約後1ヶ月以内（電子申請方式：契約後、原則40日以内）	証紙を購入しなかった場合は理由書を提出する。理由書には下請業者から提出された「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書（建退共事務受託様式第6号）」の辞退を証する書類を添付（償例で使用されてきた辞退届は使用しない） 当初未購入も下請業者追加などにより後日購入の場合は、速やかに提出 豊田市発注の他工事で購入した残証紙を流用する場合は、打合せ簿にて監督員に協議し、承諾を得る。														

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-25	1-1-46 提出書類一覧表 施工計画書	表中、 ☆着手時  施工計画書 着手前に  2部提出 作成要領は、第9章第2節を参照 現場代理人の兼務がある場合は、現場代理人不在時の連絡体制が確認できる書類を施工計画書に添付する。	表中、 ☆着手時  施工計画書 着手前に  2部提出(ASP利用の場合は紙1部) 作成要領は、第9章第2節を参照 現場代理人の兼務がある場合は、現場代理人不在時の連絡体制が確認できる書類を施工計画書に添付する。	ASP利用に合わせた記載修正
1-25	1-1-46 提出書類一覧表 土地使用承諾書	表中、 ☆着手時 残土捨場承諾書(写)まで省略  土地使用承諾書(提示) 監督員・検査員からの請求時 借地する場合で監督員・検査員から提示を求められた場合に提示	表中、 ☆着手時 残土捨場承諾書(写)まで省略  土地使用承諾書(提示) 監督員・検査員からの請求時 借地する場合で監督員・検査員から提示を求められた場合に提示 ※地目の確認ができること	承諾書の地目確認について明記
1-26	1-1-46 提出書類一覧表 工事材料の品質規格に関する資料	表中、 ☆着手時 溶接資格者証(写)まで省略  工事材料の品質規格に関する資料 " 2部提出。材料が追加されれば、随時提出(局承認材料は、一覧表のみで資料省略可)	表中、 ☆着手時 溶接資格者証(写)まで省略  工事材料の品質規格に関する資料 " 2部提出 材料追加時、随時提出(局承認材料は、一覧表のみで資料省略可) ASP利用の場合、カタログ等は可能な限り電子データ(PDF)で入手する。 入手困難な場合もスキャン等による電子データ化が望ましいが、生産性向上の観点から非効率であれば、紙資料のまま提出を認める。	ASP利用に合わせた記載修正
1-26	1-1-46 提出書類一覧表 承認図	表中、 ☆着手時  承認図 " 課承認材料、電気、機械及び建築図面等	表中、 ☆着手時  承認図 " 課承認材料、電気、機械及び建築図面等 ASP利用の場合、可能な限り電子納品要領で定められたファイル形式(SFC、DXF、JPEG等)及び事前協議により定められたファイル形式による電子データによる提出とする。 電子データはA3又はA4サイズで印刷することを前提として作成すること。	ASP利用に合わせた追記
1-27	1-1-46 提出書類一覧表 工事下請届、下請負一覧	表中、 ☆着手時  工事下請届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止 ※令和5年4月1日以降契約案件から不要 " 事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。	表中、 ☆着手時  工事下請届、下請負一覧 ※申請者の押印の義務付け廃止 ※令和5年4月1日以降契約案件から不要 " 事業課担当者へ直接1部提出 下請負に付する場合、一次下請業者のみを記入 交通誘導警備員及び各種試験業務(積み上げ分)を明記 下請負業者の追加、届出内容等の変更があれば現場着手前に随時、追加及び変更内容を朱書きして提出。  削除	工事下請負届の廃止のため

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

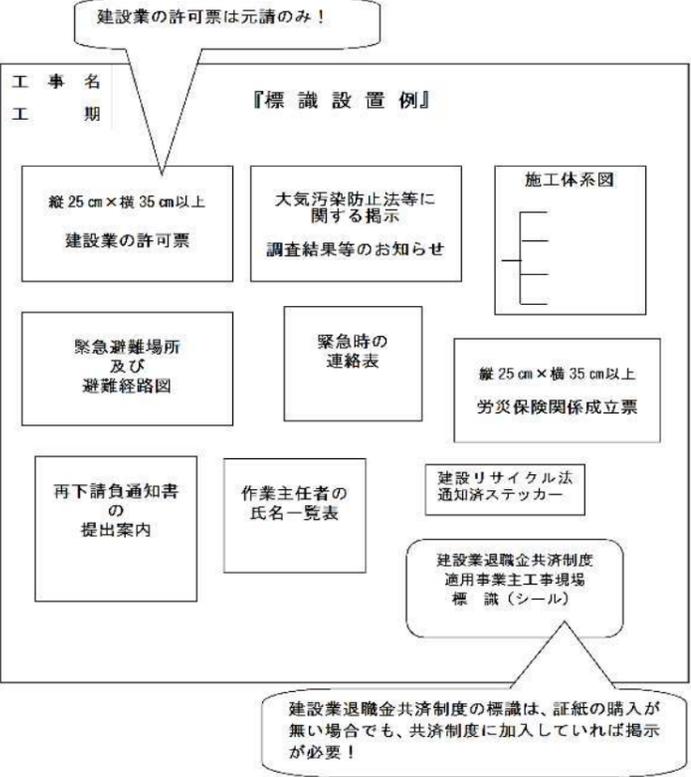
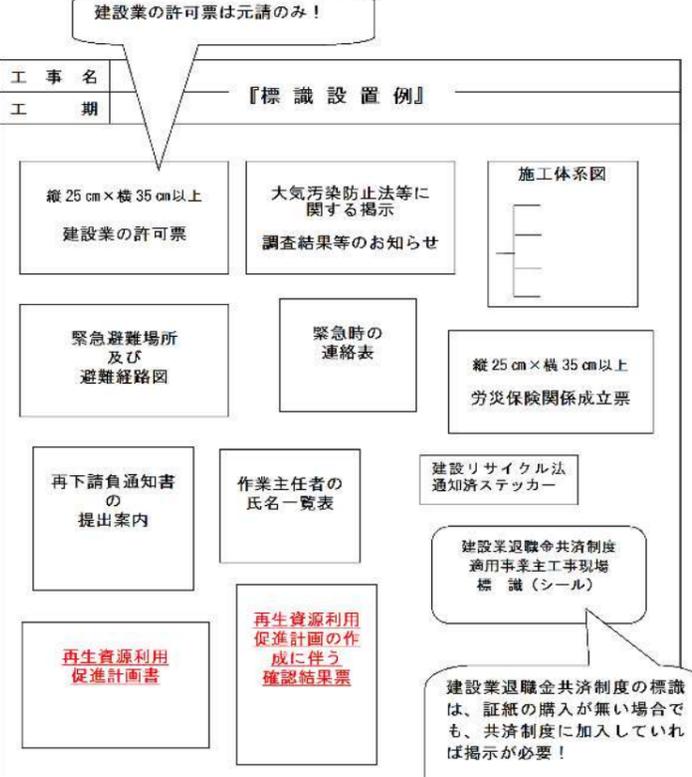
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																								
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																								
第1章 共通																												
1-27	1-1-46 提出書類一覧表 施工体制台帳等	表中、 ☆着手時  <table border="1"> <tr> <td>施工体制台帳</td> <td>”</td> <td>下請負契約を締結する全ての工事で提出が必要（添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照</td> </tr> </table>	施工体制台帳	”	下請負契約を締結する全ての工事で提出が必要（添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照	表中、 ☆着手時  <table border="1"> <tr> <td>施工体系図・施工体制台帳・ 作業員名簿</td> <td>”</td> <td>下請負契約を締結する全ての工事で提出が必要（添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照 再下請負がある場合は、再下請負通知書も提出する。 ASPを利用する場合、システム内の作成支援機能（作業員名簿を除く）を用いて作成し、電子納品も可能。</td> </tr> </table>	施工体系図・施工体制台帳・ 作業員名簿	”	下請負契約を締結する全ての工事で提出が必要（添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照 再下請負がある場合は、再下請負通知書も提出する。 ASPを利用する場合、システム内の作成支援機能（作業員名簿を除く）を用いて作成し、電子納品も可能。	再下請負通知がある場合の追記 ASP利用に合わせた追記																		
施工体制台帳	”	下請負契約を締結する全ての工事で提出が必要（添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照																										
施工体系図・施工体制台帳・ 作業員名簿	”	下請負契約を締結する全ての工事で提出が必要（添付書類は提示） 作成要領は、第9章第3節を参照 再下請負がある場合は、再下請負通知書も提出する。 ASPを利用する場合、システム内の作成支援機能（作業員名簿を除く）を用いて作成し、電子納品も可能。																										
1-27	1-1-46 提出書類一覧表 変更施工計画書 工事打合簿 交通誘導警備員経歴書	表中、 ☆中間 承諾書まで省略  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更施工計画書</td> <td>協議指示後速やかに</td> <td>変更となった部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分についても提出</td> </tr> <tr> <td>工事打合簿</td> <td>随時</td> <td>協議、提出、報告等のある場合 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は一部について電子メールでの提出可。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員経歴書</td> <td>協議時</td> <td>有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	変更施工計画書	協議指示後速やかに	変更となった部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分についても提出	工事打合簿	随時	協議、提出、報告等のある場合 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は一部について電子メールでの提出可。	交通誘導警備員経歴書	協議時	有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出	表中、 ☆中間 承諾書まで省略  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更施工計画書</td> <td>協議指示後速やかに</td> <td>変更、追加部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分も提出（ASP利用の場合は紙1部） 下請業者の追加による施工体系図の記載の追加のみで提出は不要とする、ただし、安全管理の組織変更が伴う場合は提出が必要。</td> </tr> <tr> <td>工事打合簿</td> <td>随時</td> <td>協議、提出、報告等のある場合 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は一部について電子メールでの提出可。 原則、ASPによる作成・提出とし、その場合は本仕様書の様式と相違があっても差し支えない。 有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出 配置予定者について不足なく提出</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員経歴書</td> <td>協議時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	変更施工計画書	協議指示後速やかに	変更、追加部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分も提出（ASP利用の場合は紙1部） 下請業者の追加による施工体系図の記載の追加のみで提出は不要とする、ただし、安全管理の組織変更が伴う場合は提出が必要。	工事打合簿	随時	協議、提出、報告等のある場合 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は一部について電子メールでの提出可。 原則、ASPによる作成・提出とし、その場合は本仕様書の様式と相違があっても差し支えない。 有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出 配置予定者について不足なく提出	交通誘導警備員経歴書	協議時		ASP利用に合わせた記載修正  ASP利用に合わせた記載修正  指摘事項が多い項目について追記
書類名	提出時期	備考																										
変更施工計画書	協議指示後速やかに	変更となった部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分についても提出																										
工事打合簿	随時	協議、提出、報告等のある場合 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は一部について電子メールでの提出可。																										
交通誘導警備員経歴書	協議時	有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出																										
書類名	提出時期	備考																										
変更施工計画書	協議指示後速やかに	変更、追加部分のみ、2部提出 追加工種等がある場合は、その部分も提出（ASP利用の場合は紙1部） 下請業者の追加による施工体系図の記載の追加のみで提出は不要とする、ただし、安全管理の組織変更が伴う場合は提出が必要。																										
工事打合簿	随時	協議、提出、報告等のある場合 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は一部について電子メールでの提出可。 原則、ASPによる作成・提出とし、その場合は本仕様書の様式と相違があっても差し支えない。 有資格者に変えて、3年以上の実務経験者を配置する際の協議に添付して提出 配置予定者について不足なく提出																										
交通誘導警備員経歴書	協議時																											
1-29	1-1-46 提出書類一覧表 履行報告	表中、 ☆中間  <table border="1"> <tr> <td>履行報告 （実施工程表（実績））</td> <td>毎月5日まで</td> <td>工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は提出を可とする。</td> </tr> </table>	履行報告 （実施工程表（実績））	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は提出を可とする。	表中、 ☆中間  <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>履行報告 （実施工程表（実績）） 週休2日制カレンダー形式</td> <td>毎月5日まで</td> <td>工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月分まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は提出を可とする。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	提出時期	備考	履行報告 （実施工程表（実績）） 週休2日制カレンダー形式	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月分まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は提出を可とする。	登録内容確認システム利用促進のため															
履行報告 （実施工程表（実績））	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は提出を可とする。																										
書類名	提出時期	備考																										
履行報告 （実施工程表（実績）） 週休2日制カレンダー形式	毎月5日まで	工事着手の月分から各月ごとに監督員の確認を受ける。提出は工事完成月の前月分まで。工期の1/3以降で-20%以上の差異が生じた場合は、変更実施工程表を提出。 現場責任者の場合は、提出不要 「電子メールを活用した情報共有実施要領」に基づき、特記仕様書に対象の記載があり、「事前協議チェックシート（工事用）」により受注者間で合意した場合は提出を可とする。																										

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等												
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため												
第1章 共通																
1-29	1-1-46 提出書類一覧表 コリンズ（変更時登録）	<p>表中、 ☆中間</p> <table border="1"> <tr> <td>コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）</td> <td>登録前 （メール送信）</td> <td>登録前の確認手続きは、受注時登録に 同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理） 技術者、監理技術者補佐の変更があ った場合。（現場必携 P2-16） ・請負代金額が 4000万円未満から 4000万円以上、 4000万円以上から 4000万円未満、 500万円以上から 500万円未満にな った場合。 500万円未満から 500万円以上にな った場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き 10 日以内に変更時登録</td> </tr> <tr> <td>登録内容確認書</td> <td>監督員が登録確 認メールの「登録 内容確認書」で登 録内容を確認す るため、提出は不 要。ただし、検査 員が検査時に請 求した場合は提 示する。</td> <td></td> </tr> </table>	コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）	登録前 （メール送信）	登録前の確認手続きは、受注時登録に 同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理） 技術者、監理技術者補佐の変更があ った場合。（現場必携 P2-16） ・請負代金額が 4000万円未満から 4000万円以上、 4000万円以上から 4000万円未満、 500万円以上から 500万円未満にな った場合。 500万円未満から 500万円以上にな った場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き 10 日以内に変更時登録	登録内容確認書	監督員が登録確 認メールの「登録 内容確認書」で登 録内容を確認す るため、提出は不 要。ただし、検査 員が検査時に請 求した場合は提 示する。		<p>表中、 ☆中間</p> <table border="1"> <tr> <td>コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）</td> <td>登録前 （メール送信）</td> <td>登録前の確認手続きは、受注時登録に 同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理） 技術者、監理技術者補佐の変更があ った場合とし、<u>請負代金額の変更の みの登録は省略可。</u>（仕 P1-7、現場必 携 P2-16） ただし、<u>技術者の専任制に伴う請負 代金額が以下の場合、変更の登録が 必要</u> 4000万円未満から 4000万円以上、 4000万円以上から 4000万円未満、 500万円以上から 500万円未満にな った場合。 500万円未満から 500万円以上にな った場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き 10 日以内に変更時登録</td> </tr> <tr> <td>登録内容確認書</td> <td>監督員が登録確 認メールの「登録 内容確認書」で登 録内容を確認す るため、提出は不 要。ただし、検査 員が検査時に請 求した場合は提 示する。</td> <td></td> </tr> </table>	コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）	登録前 （メール送信）	登録前の確認手続きは、受注時登録に 同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理） 技術者、監理技術者補佐の変更があ った場合とし、 <u>請負代金額の変更の みの登録は省略可。</u> （仕 P1-7、現場必 携 P2-16） ただし、 <u>技術者の専任制に伴う請負 代金額が以下の場合、変更の登録が 必要</u> 4000万円未満から 4000万円以上、 4000万円以上から 4000万円未満、 500万円以上から 500万円未満にな った場合。 500万円未満から 500万円以上にな った場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き 10 日以内に変更時登録	登録内容確認書	監督員が登録確 認メールの「登録 内容確認書」で登 録内容を確認す るため、提出は不 要。ただし、検査 員が検査時に請 求した場合は提 示する。		愛知県標準仕様書に合わせた記載
コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）	登録前 （メール送信）	登録前の確認手続きは、受注時登録に 同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理） 技術者、監理技術者補佐の変更があ った場合。（現場必携 P2-16） ・請負代金額が 4000万円未満から 4000万円以上、 4000万円以上から 4000万円未満、 500万円以上から 500万円未満にな った場合。 500万円未満から 500万円以上にな った場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き 10 日以内に変更時登録														
登録内容確認書	監督員が登録確 認メールの「登録 内容確認書」で登 録内容を確認す るため、提出は不 要。ただし、検査 員が検査時に請 求した場合は提 示する。															
コリンズ（変更時登録） 登録内容確認のためのお願い （打合せ簿不要）	登録前 （メール送信）	登録前の確認手続きは、受注時登録に 同じ ・工期、現場代理人又は主任（監理） 技術者、監理技術者補佐の変更があ った場合とし、 <u>請負代金額の変更の みの登録は省略可。</u> （仕 P1-7、現場必 携 P2-16） ただし、 <u>技術者の専任制に伴う請負 代金額が以下の場合、変更の登録が 必要</u> 4000万円未満から 4000万円以上、 4000万円以上から 4000万円未満、 500万円以上から 500万円未満にな った場合。 500万円未満から 500万円以上にな った場合。 ・変更があった日から土・日・祝日を 除き 10 日以内に変更時登録														
登録内容確認書	監督員が登録確 認メールの「登録 内容確認書」で登 録内容を確認す るため、提出は不 要。ただし、検査 員が検査時に請 求した場合は提 示する。															
1-30	1-1-46 提出書類一覧表 工事打合せ簿一覧表	<p>表中、 ☆完成時</p> <p>工事写真まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>工事打合せ簿一覧表</td> <td>工事の完成時</td> <td>一覧表は既に提出済の工事打合せ簿 の綴りの頭に添付 一覧表は発議者別に分ける 変更協議は打合せ簿でないので記入 不要</td> </tr> </table>	工事打合せ簿一覧表	工事の完成時	一覧表は既に提出済の工事打合せ簿 の綴りの頭に添付 一覧表は発議者別に分ける 変更協議は打合せ簿でないので記入 不要	<p>表中、 ☆完成時</p> <p>工事写真まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>工事打合せ簿一覧表</td> <td>工事の完成時</td> <td>一覧表は既に提出済の工事打合せ簿 の綴りの頭に添付 <u>（完成図書 の綴りに 提出書類として提出は不要）</u> 一覧表は発議者別に <u>分けて整理</u> 変更協議は打合せ簿でないので記入 不要 ASP 利用など電子納品による場合も、 MEET フォルダ内の打合せ簿の索引用 の <u>一覧表を作成すること。</u></td> </tr> </table>	工事打合せ簿一覧表	工事の完成時	一覧表は既に提出済の工事打合せ簿 の綴りの頭に添付 <u>（完成図書 の綴りに 提出書類として提出は不要）</u> 一覧表は発議者別に <u>分けて整理</u> 変更協議は打合せ簿でないので記入 不要 ASP 利用など電子納品による場合も、 MEET フォルダ内の打合せ簿の索引用 の <u>一覧表を作成すること。</u>	提出方法について再確認						
工事打合せ簿一覧表	工事の完成時	一覧表は既に提出済の工事打合せ簿 の綴りの頭に添付 一覧表は発議者別に分ける 変更協議は打合せ簿でないので記入 不要														
工事打合せ簿一覧表	工事の完成時	一覧表は既に提出済の工事打合せ簿 の綴りの頭に添付 <u>（完成図書 の綴りに 提出書類として提出は不要）</u> 一覧表は発議者別に <u>分けて整理</u> 変更協議は打合せ簿でないので記入 不要 ASP 利用など電子納品による場合も、 MEET フォルダ内の打合せ簿の索引用 の <u>一覧表を作成すること。</u>														
1-31	1-1-46 提出書類一覧表 搬入土量及び搬出土量伝票	<p>表中、 ☆完成時</p> <p>搬入土量及び搬出土量集計表まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量集計表</td> <td>"</td> <td>伝票を集計したもので実績数量と設 計数量が比較できるように作成 土質改良プラントで発行された伝票 購入土の場合、納品伝票 残土処理地に自由処分等をする場 合、土量が確認できる資料</td> </tr> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量伝票</td> <td>監督員・検査員 からの請求時</td> <td></td> </tr> </table>	搬入土量及び搬出土量集計表	"	伝票を集計したもので実績数量と設 計数量が比較できるように作成 土質改良プラントで発行された伝票 購入土の場合、納品伝票 残土処理地に自由処分等をする場 合、土量が確認できる資料	搬入土量及び搬出土量伝票	監督員・検査員 からの請求時		<p>表中、 ☆完成時</p> <p>搬入土量及び搬出土量集計表まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量集計表</td> <td>"</td> <td>伝票を集計したもので実績数量と設 計数量が比較できるように作成</td> </tr> <tr> <td>搬入土量及び搬出土量伝票</td> <td>監督員・検査員 からの請求時</td> <td>土質改良プラントで発行された伝票 購入土の場合、納品伝票 残土処理地に自由処分等をする場 合、土量が確認できる資料 <u>（ダンプ の荷台検測など）を提出</u></td> </tr> </table>	搬入土量及び搬出土量集計表	"	伝票を集計したもので実績数量と設 計数量が比較できるように作成	搬入土量及び搬出土量伝票	監督員・検査員 からの請求時	土質改良プラントで発行された伝票 購入土の場合、納品伝票 残土処理地に自由処分等をする場 合、土量が確認できる資料 <u>（ダンプ の荷台検測など）を提出</u>	建設工事から発生する土の搬出先の明確化 のため追加
搬入土量及び搬出土量集計表	"	伝票を集計したもので実績数量と設 計数量が比較できるように作成 土質改良プラントで発行された伝票 購入土の場合、納品伝票 残土処理地に自由処分等をする場 合、土量が確認できる資料														
搬入土量及び搬出土量伝票	監督員・検査員 からの請求時															
搬入土量及び搬出土量集計表	"	伝票を集計したもので実績数量と設 計数量が比較できるように作成														
搬入土量及び搬出土量伝票	監督員・検査員 からの請求時	土質改良プラントで発行された伝票 購入土の場合、納品伝票 残土処理地に自由処分等をする場 合、土量が確認できる資料 <u>（ダンプ の荷台検測など）を提出</u>														
1-31	1-1-46 提出書類一覧表 建設業退職金共済 請求書	<p>表中、 ☆完成時</p> <p>コリンズ（竣工時登録）まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>建設業退職金共済 受払簿 掛金充当実績総括表</td> <td>検査時に提示</td> <td>受払簿は、購入枚数、払い出し枚数が 分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方 式のいずれでも作成が必要</td> </tr> </table>	建設業退職金共済 受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	受払簿は、購入枚数、払い出し枚数が 分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方 式のいずれでも作成が必要	<p>表中、 ☆完成時</p> <p>コリンズ（竣工時登録）まで省略</p> <table border="1"> <tr> <td>建設業退職金共済 受払簿 掛金充当実績総括表</td> <td>検査時に提示</td> <td>受払簿は、購入枚数、払い出し枚数が 分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方 式のいずれでも作成が必要 <u>証紙記入、払い出しが無い場合は、理 由書と下請業者から提出された「建設 業退職金共済積入金労働者数報告 書（建退共事務受託様式第6号）」を 提出</u></td> </tr> <tr> <td>竣工図 （給水台帳、添架台帳含む） 請求書</td> <td>検査合格後 速やかに "</td> <td><u>インボイス対応</u></td> </tr> </table>	建設業退職金共済 受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	受払簿は、購入枚数、払い出し枚数が 分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方 式のいずれでも作成が必要 <u>証紙記入、払い出しが無い場合は、理 由書と下請業者から提出された「建設 業退職金共済積入金労働者数報告 書（建退共事務受託様式第6号）」を 提出</u>	竣工図 （給水台帳、添架台帳含む） 請求書	検査合格後 速やかに "	<u>インボイス対応</u>	払い出しがない場合の提出書類について明記  インボイス対応請求書提出の明記			
建設業退職金共済 受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	受払簿は、購入枚数、払い出し枚数が 分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方 式のいずれでも作成が必要														
建設業退職金共済 受払簿 掛金充当実績総括表	検査時に提示	受払簿は、購入枚数、払い出し枚数が 分かるように整理 総括表は、電子申請方式、証紙貼付方 式のいずれでも作成が必要 <u>証紙記入、払い出しが無い場合は、理 由書と下請業者から提出された「建設 業退職金共済積入金労働者数報告 書（建退共事務受託様式第6号）」を 提出</u>														
竣工図 （給水台帳、添架台帳含む） 請求書	検査合格後 速やかに "	<u>インボイス対応</u>														

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																						
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																						
第1章 共通																																																																										
1-32	1-1-51 現場代理人及び監理技術者等	本文中、 1-1-51 現場代理人及び監理技術者等（仕P1-46、必携2-11、6-73～75）	本文中、 1-1-51 現場代理人及び監理技術者等（仕P1-46、必携2-11、 <del>6-73～75</del> ）	愛知県土木工事現場必携記載がなくなったため																																																																						
1-40	1-1-56 現場代理人及び監理技術者等の現場専任及び兼務について	本文中、 1～5 省略 6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き（本文省略）  専任技術者（監理技術者又は主任技術者）の兼務について  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">◎兼務可      ○特例により兼務可      ×兼務不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">工事①</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">技術者の専任を要しない工事 (注1)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">技術者の専任を要する工事 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> <td style="text-align: center;">監理技術者</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> <td style="text-align: center;">監理技術者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事②</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">専任を要しない工事 (注1)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ◎</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ×</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">専任を要する工事 (注2)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ×</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ○(注4)</td> </tr> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事………契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事………契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事。 注3 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であつて、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則2件程度の工事の主任技術者の兼務可。 注4 特別監理技術者が配置できる工事は、2件まで兼務可。</p>			◎兼務可      ○特例により兼務可      ×兼務不可						工事①						技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)				主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	工事②	専任を要しない工事 (注1)	主任技術者 ◎	監理技術者 ○(注3)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×	専任を要する工事 (注2)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ○(注4)	本文中、 1～5 省略 6 主任技術者及び監理技術者等を兼務する場合の手続き（本文省略）  専任技術者（監理技術者又は主任技術者）の兼務について  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">◎兼務可      ○特例により兼務可      ×兼務不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">工事①</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">技術者の専任を要しない工事 (注1)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">技術者の専任を要する工事 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> <td style="text-align: center;">監理技術者</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> <td style="text-align: center;">監理技術者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事②</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">専任を要しない工事 (注1)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ◎</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ×</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">専任を要する工事 (注2)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ×</td> <td style="text-align: center;">主任技術者 ○(注3)</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 ○(注4)</td> </tr> </table> <p>注1 技術者の専任を要しない工事………契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事。 注2 技術者の専任を要する工事………契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事。 注3 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であつて、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則2件程度の工事の主任技術者の兼務可。 <u>※10km程度の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断適用にあたっては、個々の工事の地形や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に資しないよう発注者が適切に判断。</u> 注4 特別監理技術者が配置できる工事は、2件まで兼務可。</p>			◎兼務可      ○特例により兼務可      ×兼務不可						工事①						技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)				主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	工事②	専任を要しない工事 (注1)	主任技術者 ◎	監理技術者 ○(注3)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×	専任を要する工事 (注2)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ○(注4)	10km程度近接工事の判断適用について明記
		◎兼務可      ○特例により兼務可      ×兼務不可																																																																								
		工事①																																																																								
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																						
		主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者																																																																					
工事②	専任を要しない工事 (注1)	主任技術者 ◎	監理技術者 ○(注3)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×																																																																					
	専任を要する工事 (注2)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ○(注4)																																																																					
		◎兼務可      ○特例により兼務可      ×兼務不可																																																																								
		工事①																																																																								
		技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)																																																																						
		主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者																																																																					
工事②	専任を要しない工事 (注1)	主任技術者 ◎	監理技術者 ○(注3)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×																																																																					
	専任を要する工事 (注2)	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ×	主任技術者 ○(注3)	監理技術者 ○(注4)																																																																					
1-41～42	1-1-61 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策	本文中、 1～3 省略 4 建設現場の遠隔臨場 請負者は、「豊田市上下水道局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」の規定に従い、遠隔臨場の試行を、監督員と協議の上で実施することができる。 5 アプリケーションの活用による業務改善 請負者は、「アプリケーションを活用した現場施工管理（試行）実施要領」規定に従い、アプリケーションを活用した現場の施工管理の試行を、監督員と協議の上で実施することができる。	本文中、 1～3 省略 4 建設現場の遠隔臨場 請負者は、「豊田市上下水道局建設現場の遠隔臨場に関する <b>実施</b> 要領」の規定に従い、遠隔臨場の <b>試行</b> を、監督員と協議の上で実施することができる。 5 アプリケーションの活用による業務改善 請負者は、「アプリケーションを活用した現場施工管理 <b>（試行）</b> 実施要領」規定に従い、アプリケーションを活用した現場の施工管理の <b>試行</b> を、監督員と協議の上で実施することができる。	試行要領から実施要領に変更されたため  試行要領から実施要領に変更されたため																																																																						
1-43	第2節 再生資源等 1-2-3 建設発生土の処理	本文中、 1 建設発生土の有効利用を図るため、原則として次の順位により処分する。 ① 掘削土量の削減及び現場内利用を図る。 ② 公共工事間流用を図る。 ③ 土質改良土プラントへ搬入し、改良土として有効利用を図る。 2 （省略） 3 建設発生土は、設計図書で指定された場所、若しくは施工計画書により承諾された場所で処理する。残土処理承諾書には、捨場地主及び関係者との間で事後の紛争をさけるため条件等を明記する。（以降、省略） 4 （省略）	本文中、 1 建設発生土の有効利用を図るため、原則として次の順位により処分する。 ① 掘削土量の削減及び現場内利用（ <u>当該現場での利用</u> ）を図る。 ② 公共工事間流用を（ <u>他工事への現場の利用</u> ）を図る。 ③ <u>国のストックヤード運営業者に登録されたストックヤードへの搬出を計画する。</u> ④ <u>愛知県の貯留土検索ファイルに登録された貯留指定地への搬出を計画する。</u> ⑤ 土質改良土プラントへ搬入し、改良土として有効利用を図る。 2 （省略） 3 建設発生土は、設計図書で指定された場所、若しくは施工計画書により承諾された場所で処理する。 <u>土質改良プラント以外の民間土地利用における</u> 残土処理承諾書には、捨場地主及び関係者との間で事後の紛争をさけるため条件等を明記する。（以降、省略） 4 （省略）	資源有効利用促進法の省令改正通知に伴う追加																																																																						



頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第1章 共通				
1-57~58	1-3-2 その他標識	<p>図中、</p> <p style="color: red;">新設</p> <p>「標識設置例」</p> 	<p>図中、</p> <p style="color: red;">「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」</p>  <p>「標識設置例」</p> 	<p>資源有効利用促進法の省令改正通知に伴う追加</p> <p style="color: red;">設置例の掲示例の明記</p>

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第4章 弁栓類、他				
4-23	第9節 給水切替 4-9-1 施工一般	本文中、 1～4 省略 5 給水切替は、水道メーター、または第1乙止水栓（既設がある場合）まで切替えることを原則とし、民地内の掘削に対する所有者の承諾が得られないなどの理由で水道メーター、または第1乙止水栓まで切替えることができない場合は、監督員と事前に切替方法について打合せ簿等により協議し、施工する。また、給水切替台帳に水道メーター、または第1乙止水栓まで切替できない理由を記載する。（以降、省略）	本文中、 1～4 省略 5 給水切替は、水道メーター、 <del>または第1乙止水栓（既設がある場合）</del> まで切替えることを原則とし、民地内の掘削に対する所有者の承諾が得られないなどの理由で水道メーター、 <del>または第1乙止水栓</del> まで切替えることができない場合は、監督員と事前に切替方法について打合せ簿等により協議し、施工する。また、給水切替台帳に水道メーター、 <del>または第1乙止水栓</del> まで切替できない理由を記載する。（以降、省略）	原則、水道メーターまでの接続としたため
4-30	第11節 管の表示 4-11-3 埋設標識シート	本文中、 1～3 省略 4 非鉄管に使用する埋設標識シートはアルミ製シングルを使用する。（R1.10.1以降発注の旧豊田・藤岡地区以外の工事の場合）	本文中、 1～3 省略 4 非鉄管に使用する埋設標識シートはアルミ製シングルを使用する。（R1.10.1以降発注の旧豊田・藤岡地区以外の工事の場合） <del>ただし、</del> <del>流通が終了（在庫終了）次第使用を廃止する。</del>	在庫終了時の使用停止について明記
4-31	4-11-4 オフセットマーカ	本文中、 1～4 省略 <u>（新設）</u>	本文中、 1～4 省略 5 <u>非鉄管埋設では、（5.0m）ごとに設置する。</u>	設置条件の追加
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-1	9-1-2 作成要領	本文中、 出来形図及び周構図の種類を以下に示す。 また、各種図面の作成にあたっては、線種、線の太さ、線の濃淡、記号の大きさ等に配慮し、必要な情報が読み取りやすい図面の作成を行うこと。 1 出来形図朱里（変更設計図に出来がtが確認のため、出来形数量を赤書きしたもの） ① 位置図 ② 平面図 ③ 縦断図（φ500mm以上） ④ 横断図 ⑤ 構造図 ⑥ 舗装の切断延長と仮復旧面積展開図 ⑦ 舗装の切断延長と本復旧の面積展開図 ⑧ 路面復旧の展開図 ⑨ 仮設管平面図 ⑩ 転居間・残置管平面図 ⑪ その他構造物等必要な図面 ⑫ 給水切替台帳 ⑬ 水管橋及び添架工事・・・添架台帳	本文中、 出来形図及び周構図の種類を以下に示す。 また、各種図面の作成にあたっては、線種、線の太さ、線の濃淡、記号の大きさ等に配慮し、必要な情報が読み取りやすい図面の作成を行うこと。 1 出来形図朱里（変更設計図に出来がtが確認のため、出来形数量を赤書きしたもの） ① 位置図 ② 平面図 ③ 縦断図（φ500mm以上） ④ 横断図 ⑤ 構造図 ⑥ <del>舗装の切断延長と仮復旧面積展開図</del> ⑦ <del>舗装の切断延長と本復旧の面積展開図</del> ⑧ 路面復旧の展開図 ⑨ 仮設管平面図 ⑩ 転居間・残置管平面図 ⑪ その他構造物等必要な図面 ⑫ <del>給水切替台帳</del> ⑬ <del>水管橋及び添架工事・・・添架台帳</del>	仮復旧展開図等の作成を不要としたため
9-2	9-1-4 平面図	本文中、 1～10 省略 11 測点を記入すること。	本文中、 1～10 省略 11 測点を記入すること。 <u>分岐路線の場合には、分岐点側を起点として測点を設定すること。（分担金工事における新設路線の場合も含む）</u>	測点設定の注意点を追加
9-2	9-1-5 縦断図（φ500mm以上、または必要に応じて作成）	本文中、 縦断曲線の起点、終点、半径および方向、測点、距離、地盤高、勾配、管中心高、管天端高、掘削深さ、土被り、地下埋設物等を記載すること。	本文中、 縦断曲線の起点、終点、半径および方向、測点、距離、地盤高、勾配、管中心高、管天端高、掘削深さ、土被り、地下埋設物等を記載すること。 <u>縦断図は、起工測量による詳細な測量結果に基づき記載すること。（起工測量結果の報告が必要）</u>	縦断図の作成注意点を追加
9-4	9-1-11 オフセット図	本文中、 9-1-11 オフセット図 1～4 省略	本文中、 9-1-11 オフセット図 <u>※竣工図のみ</u> 1～4 省略	
9-4	9-1-15 舗装復旧図	本文中、 9-1-15 舗装復旧図（仮復旧・本復旧） 舗装復旧の位置、厚生、幅・・・（以降、省略）	本文中、 9-1-15 舗装復旧図（ <del>仮復旧</del> 本復旧） 舗装復旧の位置、厚生、幅・・・（以降、省略）	仮復旧展開図等の作成を不要としたため

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-6	第2節 施工計画書 9-2-2 記載項目	本文中、 施工計画書には次の項目を記載するものとし…（省略）…記載する。 ただし、請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の工事及び単価契約工事については、…（省略）…（6）、（10）、（11）とする。 （1）実施工程表 （2）現場組織表 （3）安全管理 （4）指定機械及び主要機械 （5）主要資材 （6）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） ただし、特殊な工法は省略不可 （7）施工管理計画 （8）緊急時の体制及び対応 （9）交通管理 （10）環境対策 （11）現場作業環境の整備 （12）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （13）その他 ※ <span style="background-color: #cccccc;">          </span> は記載の省略が可能な項目である。 ※省略項目のうち…（以下し、省略）	本文中、 施工計画書には次の項目を記載するものとし…（省略）…記載する。 ただし、請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の工事及び単価契約工事については、…（省略）…（6）、（10）、（11）とする。 （1）実施工程表 （2）現場組織表 （3）安全管理 （4）指定機械及び主要機械 （5）主要資材 （6）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） ただし、特殊な工法、 <u>つり足場使用工事</u> は省略不可 （7）施工管理計画 （8）緊急時の体制及び対応 （9）交通管理 （10）環境対策 （11）現場作業環境の整備 （12）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （13） <u>法定休日・所定休日（週休2日の導入）</u> <u>(14)</u> その他 ※ <span style="background-color: #cccccc;">          </span> は記載の省略が可能な項目である。 ※省略項目のうち…（以下し、省略）	施工方法の省略不可工種の追加  週休2日制本格導入に伴う記載例の追加
9-7~8	9-2-3 作成要領	本文中、 1 実施工程表（計画） 省略 2 現場組織表 ① 省略 ② 請負代金額に関わらず、下請負契約を締結した場合には、施工体系図を作成監督員に提出する必要がある（仕P1-9）のため、施工計画書及び施工体制台帳に添付のこと。 ③ 工事を施工するために下請負契約を契約する場合は、施工体制台帳を提出する必要がある。  3 安全管理 ① 省略 ② 作業員の休憩方法（午前・午後の休憩時間）についても記載する。 ③ 省略 ④ 安全管理組織表作成時は、愛知県建設局の「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」を参考とし、各衛生管理者を設置する。現場作業員が常時10人以上いない場合は選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時10~49人の場合の体制に準ずることが望ましい。  4~5 省略 6 施工方法 ① 主要工種について、工事の安全を考慮して施工順序等を記述する。ただし、一般的な施工方法（水道管工事標準仕様書に記載工法）は、省略することができる。  ②~③ 省略 ④ <u>新設</u>  7 施工管理計画 （1）出来形管理 （2）工程管理 省略 施工管理基準（第5節参照）に基づき当該工事に必要な測定項目、試験項目を記載する。 （3）品質管理 施工管理基準（第9節参照）に基づき当該工事に必要な測定項目、試験項目を記載する。 （4）写真管理 写真管理の方法を記載する（第3節参照）。	本文中、 1 実施工程表（計画） 省略 2 現場組織表 ① 省略 ② <u>現場代理人及び監督員のメールアドレスを記載する。</u> ③ 請負代金額に関わらず、下請負契約を締結した場合には、施工体系図を作成監督員に提出する必要がある（仕P1-9）のため、施工計画書及び施工体制台帳に添付のこと。 ④ 工事を施工するために下請負契約を契約する場合は、施工体制台帳を提出する必要がある。  3 安全管理 ① 省略 ② 作業員の休憩方法（午前・午後の休憩時間）についても記載する。 ③ 省略 ④ 安全管理組織表作成時は、愛知県建設局の「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」を参考とし、各衛生管理者 <u>等</u> を設置する。現場作業員が常時10人以上いない場合は選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時10~49人の場合の体制に準ずることが望ましい。  4~5 省略 6 施工方法 ① 主要工種について、工事の安全を考慮して <u>主要な工種ごとの施工フロー</u> 、施工順序等を記述する。ただし、一般的な施工方法（水道管工事標準仕様書に記載工法）は、省略することができる。 ②~③ 省略 ④ <u>監督員の行う段階確認について、確認時期、項目などについて記載する。遠隔臨場も同じ。</u>  7 施工管理計画 （1）出来形管理 （2）工程管理 省略 施工管理基準（第5節参照）に基づき当該工事に必要な測定項目、試験項目を記載する。 <u>主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記載する。</u> （3）品質管理 施工管理基準（第9節参照）に基づき当該工事に必要な測定項目、試験項目を記載する。 <u>主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記載する。</u> （4）写真管理 写真管理に <u>基づき撮影計画の方法</u> を記載する（第3節参照）。	メールアドレスの記載について追加  愛知県工事土木必携の記載に合わせる  段階確認等について注意点を追加  愛知県工事土木必携の記載に合わせる

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-9	9-2-3 作成要領	本文中、 8～11 省略 12 再生資源の利用の促進 ①～② 省略 ③ 工事ごとに処理し、完成後に保管・野積みが絶対にならないようにすること。また完成検査時には、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書〔COBRIS様式〕を提出すること。  13 その他 省略  添付資料） ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書〔COBRIS様式〕（位置図、運搬経路図） <u>・新設</u> ・残土捨場承諾書（写）（残土処理地の許可書の写し及び位置図、運搬経路図）（以降、省略）	本文中、 8～11 省略 12 再生資源の利用の促進 ①～② 省略 ③ 工事ごとに処理し、完成後に保管・野積みが絶対にならないようにすること。また完成検査時には、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書〔COBRIS様式、 <u>建設発生土を一定量以上搬出入する場合の確認票などを提出すること。</u>  13 <u>法定休日・所定休日（週休2日の導入）</u> <u>「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」に基づく週休2日（休工）の取得計画を記載する。</u>  14 その他 省略 添付資料） ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書〔COBRIS様式〕（位置図、運搬経路図） <u>・再生資源利用促進計画の作成に伴う結果確認票（様式4）</u> <u>※建設発生土等の実施要領に基づき、必要となる場合</u> ・残土捨場承諾書（写）（残土処理地の許可書の写し及び位置図、運搬経路図）（以降、省略）	資源有効利用促進法の省令改正通知に伴う追加  週休2日制本格導入に伴う明記  資源有効利用促進法の省令改正通知に伴う追加
9-10	9-2-4 施工計画書作成例	本文中、 1 施工計画の作成例を次に示すが、現場に即した内容に適宜変更すること。  <div style="text-align: center;"><b>施 工 計 画 書</b></div> 工 事 名 配水管○○○工事 路線等の名称 市道○○○○○線 工 事 場 所 豊田市○○○○町地内 工 期 令和○○年○月○日～令和○○年○月○日 請 負 代 金 額 ○○○○○○○円（消費税を含む）  目 次 〈1〉 実施工程表 …… 1 〈2〉 現場組織表 …… 3 〈3〉 安全管理 …… 5 〈4〉 指定機械及び主要機械 …… 7 〈5〉 主要資材 …… 7 〈6〉 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） …… 8 〈7〉 施工管理計画 …… 10 〈8〉 緊急時の体制及び対応 …… 15 〈9〉 交通管理 …… 16 〈10〉 環境対策 …… 16 〈11〉 現場作業環境の整備 …… 17 〈12〉 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 …… 18 〈13〉 その他 …… 18  請 負 者 ○○○○○○会社 Tel. ○○-○○○○ （現場作業事務所 住所 豊田市○○町○○ Tel. ○○-○○○○） ※ 現場作業事務所は設置した場合のみ	本文中、 1 施工計画の作成例を次に示すが、現場に即した内容に適宜変更すること。  <div style="text-align: center;"><b>施 工 計 画 書</b></div> 工 事 名 配水管○○○工事 路線等の名称 市道○○○○○線 工 事 場 所 豊田市○○○○町地内 工 期 令和○○年○月○日～令和○○年○月○日 請 負 代 金 額 ○○○○○○○円（消費税を含む）  目 次 〈1〉 実施工程表 …… 1 〈2〉 現場組織表 …… 3 〈3〉 安全管理 …… 5 〈4〉 指定機械及び主要機械 …… 7 〈5〉 主要資材 …… 7 〈6〉 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） …… 8 〈7〉 施工管理計画 …… 10 〈8〉 緊急時の体制及び対応 …… 15 〈9〉 交通管理 …… 16 〈10〉 環境対策 …… 16 〈11〉 現場作業環境の整備 …… 17 〈12〉 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 …… 18 <u>〈13〉 法定休日・所定休日（週休2日の導入） …… 18</u> 〈14〉 その他 …… 18  請 負 者 ○○○○○○会社 Tel. ○○-○○○○ （現場作業事務所 住所 豊田市○○町○○ Tel. ○○-○○○○） ※ 現場作業事務所は設置した場合のみ	週休2日制本格導入に伴う明記

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																																																																																																																																																							
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																																																																																																																																																							
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）																																																																																																																																																																																																																																											
9-19～9-29	9-2-4 施工計画書作成例	<p>作成例中、</p> <p>(1)～(6) (イ) (a) 省略</p> <p>(6) 施工方法 (イ) 具体的な施工方法 (b) ○○工 (管布設工、水管橋架設工、減圧弁設置工など設計図書に記載された工種)</p> <p>主要工種の施工手順等を記載する。</p> <p>一般的な施工方法（水道管工事標準仕様書に記載された工法（第3章管布設工及び第4章弁栓類、他）は省略することができる。省略可能か判断がつかない場合は、監督員に確認する。工種が追加となった場合は、変更施工計画書により提出する。</p> <p>(c) 舗装本復旧工 省略</p> <p>(ウ) 監督員による段階確認等 省略</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>(12) 再生資源の利用促進 記載する 記載すべき項目を以下に記入するので、例より項目を選択し、実態に即した実施する内容を記載すること。 (記載する項目の例)</p> <p>① 再生資源の利用に関する法律に基づく、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。</p> <p>② 仮設PEPの再利用・レンタル管の使用・再生アスファルト混合物・再生砕石を使用する。</p> <p>③ 撤去材は中間処理場で再利用を図る。</p> <p>④ 撤去管の処理方法を明記する。（铸铁管、塩ビ管、鋼管、石綿管等）</p> <p>⑤ その場所を借地する場合は地主の承諾書を添付する。</p> <p>⑥ 残土、AS砕、CO砕だけでなく、撤去管も、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書に記載する。</p> <p>⑦ 搬出する産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するため、マニフェスト管理台帳を作成し管理する。</p> <p>⑧ 建設発生土については、搬出伝票等により管理し、完了時に集計表を提出する。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>作成例中、</p> <p>(1)～(6) (イ) (a) 省略</p> <p>(イ) 具体的な施工方法 (b) ○○工 (管布設工、水管橋架設工、減圧弁設置工など設計図書に記載された工種)</p> <p>主要工種の作業フロー、施工手順等を記載する。</p> <p>一般的な施工方法（水道管工事標準仕様書に記載された工法（第3章管布設工及び第4章弁栓類、他）は省略することができる。省略可能か判断がつかない場合は、監督員に確認する。工種が追加となった場合は、変更施工計画書により提出する。</p> <p>(c) 舗装本復旧工 省略</p> <p>(ウ) 監督員による段階確認等 <b>※報告書添付で代用可</b> 省略</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>(12) 再生資源の利用促進 記載すべき項目を以下に記入するので、例より項目を選択し、実態に即した実施する内容を記載すること。 (記載する項目の例)</p> <p>① 再生資源の利用に関する法律に基づく、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。</p> <p>② 仮設PEPの再利用・レンタル管の使用・再生アスファルト混合物・再生砕石の使用に関する事項</p> <p>③ 撤去材の再利用に関する事項</p> <p>④ 撤去管の処理方法に関する事項（铸铁管、塩ビ管、鋼管、石綿管等）</p> <p>⑤ 建設廃棄物の適正処理に関する事項</p> <p><del>⑥ その場所を借地する場合は地主の承諾書を添付する。</del></p> <p><del>⑥ 残土、AS砕、CO砕だけでなく、撤去管も、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書に記載する。</del></p> <p><del>⑦ 搬出する産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するため、マニフェスト管理台帳を作成し管理する。</del></p> <p><del>⑧ 建設発生土については、搬出伝票等により管理し、完了時に集計表を提出する。</del></p> <p><u>(13) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）</u> <u>「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」に基づき、本工事は週休2日制工事とし、以下の休工取得計画により工事を実施します。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>週休2日取得計画表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>休</th> <th>取</th> <th>得</th> <th>計</th> <th>備</th> <th>考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/5</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/6</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/7</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/8</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/9</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/10</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/11</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/12</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/13</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/14</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/16</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/17</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/18</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/20</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/21</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/22</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/23</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/24</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/25</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/26</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/27</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/28</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/29</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/30</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10/31</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日	休	取	得	計	備	考	10/1	○	○	○	○			10/2	○	○	○	○			10/3	○	○	○	○			10/4	○	○	○	○			10/5	○	○	○	○			10/6	○	○	○	○			10/7	○	○	○	○			10/8	○	○	○	○			10/9	○	○	○	○			10/10	○	○	○	○			10/11	○	○	○	○			10/12	○	○	○	○			10/13	○	○	○	○			10/14	○	○	○	○			10/15	○	○	○	○			10/16	○	○	○	○			10/17	○	○	○	○			10/18	○	○	○	○			10/19	○	○	○	○			10/20	○	○	○	○			10/21	○	○	○	○			10/22	○	○	○	○			10/23	○	○	○	○			10/24	○	○	○	○			10/25	○	○	○	○			10/26	○	○	○	○			10/27	○	○	○	○			10/28	○	○	○	○			10/29	○	○	○	○			10/30	○	○	○	○			10/31	○	○	○	○			計				50	15		<p>資源有効利用促進法の省令改正通知に伴う追加</p> <p>週休2日制本格導入に伴う明記</p>
日	休	取	得	計	備	考																																																																																																																																																																																																																																					
10/1	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/2	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/3	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/4	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/5	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/6	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/7	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/8	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/9	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/10	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/11	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/12	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/13	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/14	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/15	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/16	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/17	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/18	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/19	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/20	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/21	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/22	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/23	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/24	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/25	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/26	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/27	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/28	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/29	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/30	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
10/31	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																							
計				50	15																																																																																																																																																																																																																																						

令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				
9-30	9-2-4 施工計画書作成例	作成例中、 (13) その他 省略 <添付書類> 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書[COBRIS様式] 残土捨場承諾書（写）（残土処理地の許可書の写し及び位置図、運搬経路図）、土地使用承諾書（写）、廃棄物処理委託契約書（写）、 （以降、省略）	作成例中、 <u>(14)</u> その他 省略 <添付書類> 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書[COBRIS様式] <u>再生資源利用促進計画作成に伴う結果確認票（様式4）※必要な場合</u> 残土捨場承諾書（写）（残土処理地の許可書の写し及び位置図、運搬経路図）、土地使用承諾書（写）、廃棄物処理委託契約書（写）、 （以降、省略）	資源有効利用促進法の省令改正通知に伴う追加
9-31	第3節 <u>工事下請届及び施工体制台帳・施工体系図</u> 9-3-1 一般事項	文章中、 工事下請届及び施工体制台帳は、現場の施工体制を確認するための根拠となるものであるため、正確に作成しなければならない。 作成にあたっては、建設業法及び本仕様書の内容に基づき行い、施工体系図をはじめとして関連する書類同士で不整合とならないように注意する。	文章中、 <u>工事下請届及び施工体制台帳・施工体系図</u> は、現場の施工体制を確認するための根拠となるものであるため、正確に作成しなければならない。 作成にあたっては、建設業法及び本仕様書の内容に基づき行い、 <u>施工体系図をはじめとして</u> 関連する書類同士で不整合とならないように注意する。 <u>原則として電子データで作成・提出する。作成にあたってはASPの作成支援機能を利用して作成したものを添付して電子提出することも認める。</u> <u>なお、施工体制台帳・施工体系図は追加・変更の都度、作成・提出するが、施工体系図の追加・変更による施工計画書の変更は必要ない。</u>	工事下請届廃止に伴うもの  愛知県仕様書に準拠
9-31	9-3-2 記載項目	文章中、 1 工事下請届 ※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要 工事下請届には、下請けに付す建設工事について一次下請者のみを記載する。 また、交通誘導警備業務及び各種試験業務等（積上げ積算計上分のみ）の一次下請者についても記載する。 一次下請者について名称、主任技術者名、住所、建設業の許可番号、同許可年月日、同許可の業種、下請契約の見込み金額を記載する。 下請けに付す内容が、建設工事の場合は建設工事の欄に○印を記載する。 なお、舗装切断、区画線等のわずかな工種であっても記載する。 注）丸投げの全面禁止について（一括下請負の禁止） 建設業法第22条を遵守し、一括下請負に該当しないこと。 2 施工体制台帳 施工体制台帳には、元請負人及び下請負人に関する以下の内容を記載する。 (1) 元請人に関する事項 ① 名称及び事業所名 ② 建設業の許可業種、番号、許可年月日 （保有しているすべての建設業許可について記載する） ③ 工事名称及び工事内容、発注者の名称及び住所、工期、契約日 ④ 契約営業所の名称及び住所 ⑤ 健康保険等の加入状況（健康保険、厚生年金保険、雇用保険） ⑥ 発注者の監督員氏名及び権限、意見申出方法 ⑦ 現場代理人氏名及び権限、意見申出方法 ⑧ 主任技術者（監理技術者）専門技術者の氏名及び資格内容 ⑨ 専門技術者の氏名及び資格内容、担当工事内容	文章中、 <del>4 工事下請届 ※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要</del> <del>工事下請届には、下請けに付す建設工事について一次下請者のみを記載する。</del> <del>また、交通誘導警備業務及び各種試験業務等（積上げ積算計上分のみ）の一次下請者についても記載する。</del> <del>一次下請者について名称、主任技術者名、住所、建設業の許可番号、同許可年月日、同許可の業種、下請契約の見込み金額を記載する。</del> <del>下請けに付す内容が、建設工事の場合は建設工事の欄に○印を記載する。</del> <del>なお、舗装切断、区画線等のわずかな工種であっても記載する。</del> <del>注）丸投げの全面禁止について（一括下請負の禁止）</del> <del>建設業法第22条を遵守し、一括下請負に該当しないこと。</del> 1 施工体制台帳 施工体制台帳には、元請負人及び下請負人に関する以下の内容を記載する。 (1) 元請人に関する事項 ① 名称及び事業所名 ② 建設業の許可業種、番号、許可年月日 （保有しているすべての建設業許可について記載する） ③ 工事名称及び工事内容、発注者の名称及び住所、工期、契約日 ④ 契約営業所の名称及び住所 ⑤ 健康保険等の加入状況（健康保険、厚生年金保険、雇用保険） ⑥ 発注者の監督員氏名及び権限、意見申出方法 ⑦ 現場代理人氏名及び権限、意見申出方法 ⑧ 主任技術者（監理技術者）専門技術者の氏名及び資格内容 ⑨ 専門技術者の氏名及び資格内容、 <u>担当工事内容（配置した場合）</u>	R5.4.1より、下請届を廃止したため



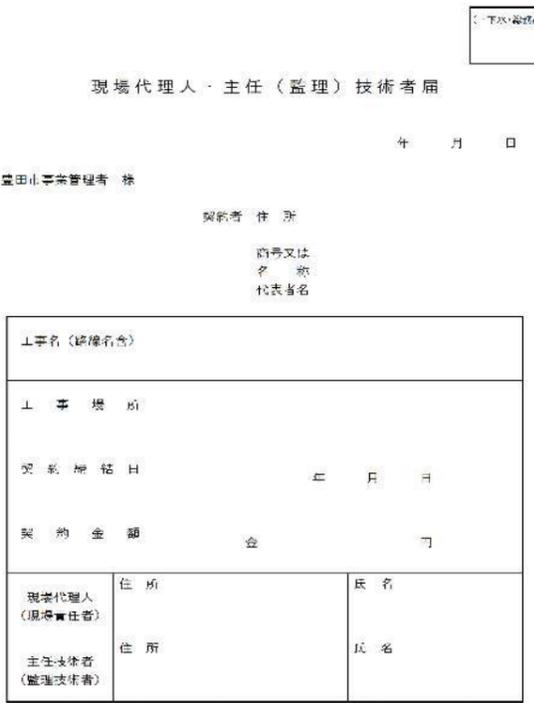
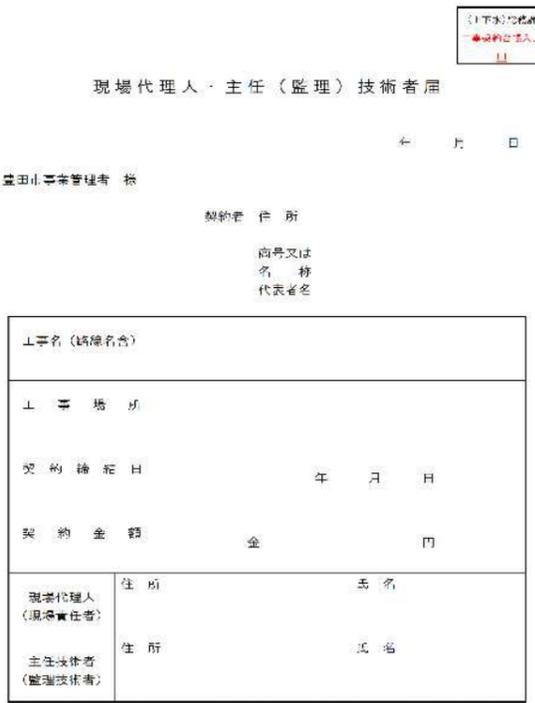
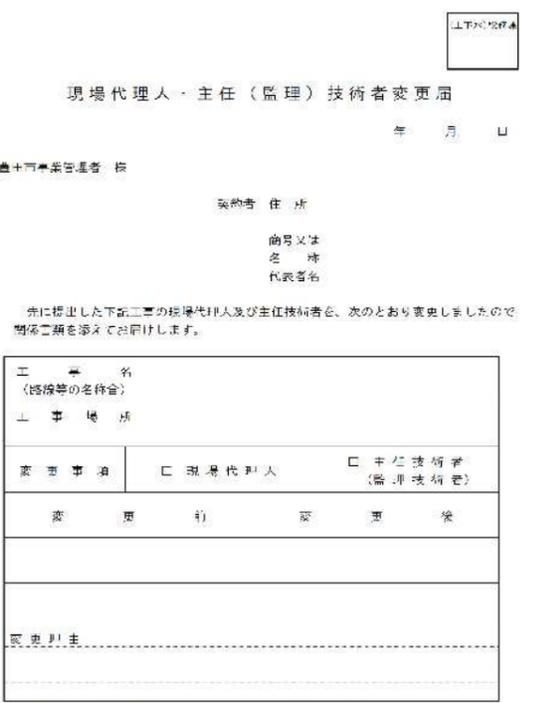
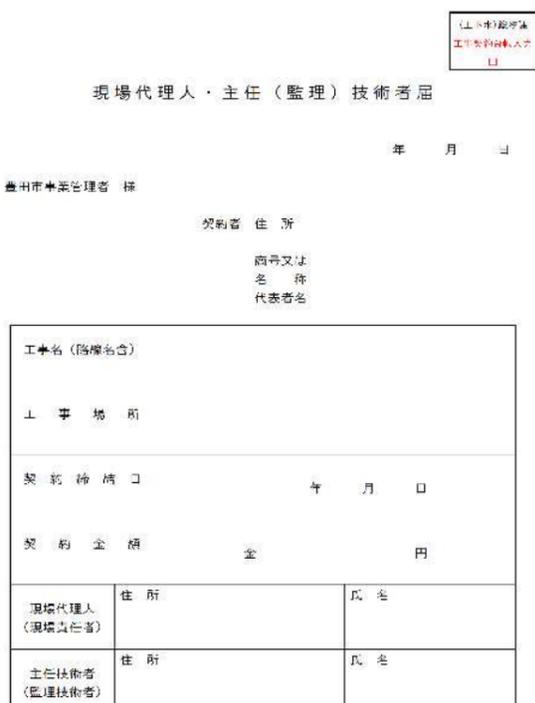
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																						
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																						
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）																										
9-32～9-33	9-3-4 監督員への提出時期	本文中、 1 工事下請負届 ※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要 下請負することが決まってから、現場で着手する前までに提出する。 また、下請負の追加及び内容、契約金額の変更があった場合は、追加 及び変更の内容を朱書きで記載し、下請負届により速やかに監督員に その内容を提出する。 2 施工体制台帳 下請負契約を締結してから、現場で着手する前までに提出する。 新規工種の追加などにより、新たに下請負契約を締結した場合は、 速やかに施工体制台帳の追加を提出する。 また、工期延長などにより下請負契約期間に変更が生じた場合、建 設業許可の更新等により記載事項に変更が生じた場合も速やかに提 出する。	本文中、 <del>1 工事下請負届</del> ※令和5年4月1日以降契約の工事からは提出不要 <del>下請負することが決まってから、現場で着手する前までに提出する。</del> <del>また、下請負の追加及び内容、契約金額の変更があった場合は、追加</del> <del>及び変更の内容を朱書きで記載し、下請負届により速やかに監督員に</del> <del>その内容を提出する。</del> 1 施工体制台帳 下請負契約を締結してから、現場で着手する前までに提出する。 新規工種の追加などにより、新たに下請負契約を締結した場合は、 速やかに施工体制台帳の追加を提出する。 また、工期延長などにより下請負契約期間に変更が生じた場合、建 設業許可の更新等により記載事項に変更が生じた場合も速やかに提 出する。 2 施工体系図 施工体制台帳に同じ	R5.4.1より、下請届を廃止したため  施工体制の法律に沿った適正整備の確認のため																						
9-35～36	9-3-4 工事写真管理	図中、 土留工まで省略 1 出来形計測写真は、スタッフ、または巾広テープ等メモリの大きく 鮮明な用具を用いるとともに、測定値を差し具、またはポール等で 示し、数値が明確に判読できるよう撮影する。  土留工まで省略 <table border="1" data-bbox="688 953 1418 1325"> <tr> <td>4 管路土工</td> <td>                 ① 既設舗装厚計測 t ・実測値を表示（切斷面で撮影） ② 掘削、積込、床均し状況 ・掘削状況、積込状況、床均し状況 ・掘削深度H、下幅W <b>出来形</b> ③ 埋戻し工 ・崩壊め状況 ・転圧状況（転圧機種を入れる、3回以上転圧） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ④ 埋設標識シート ・埋設標識シートの設置状況 ⑤ 下層路盤工 ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ⑥ 舗装板復旧工 ・舗装状況（合材名を表示） ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・実測値計測 余寸下がりH、厚さ t、復旧幅W <b>出来形</b> （仮区画線設置後撮影）             </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="688 1377 1418 1703"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>撮 影 内 容</th> <th>注 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 抜粋で撮影</td> <td>舗装切斷 ・舗装切斷状況を撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 管路布設工</td> <td>                 ① 右設工 ・管のつり込み状況 ・右設位置計測、官民境界からの距離W、布設深度H <b>出来形</b> ② 銚管接合工程（全工程） ・管の切斷、補修状況 ・清掃状況 ・ロックリング、ゴム輪のセット ・標線の記入 ・滑り塗布の状況 ・管と継手の挿入・固定状況 ・ゴム輪の確認（薄板ゲージによる確認状況がわかるように接写） ③ 融着接合工程（全工程） ・管の切斷 ・清掃状況 ・融着面の切削 ・標線の記入 ・管と継手の挿入・固定状況 ・融着状況（インジケータの隆起が確認できるようにマークし接写）             </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	4 管路土工	① 既設舗装厚計測 t ・実測値を表示（切斷面で撮影） ② 掘削、積込、床均し状況 ・掘削状況、積込状況、床均し状況 ・掘削深度H、下幅W <b>出来形</b> ③ 埋戻し工 ・崩壊め状況 ・転圧状況（転圧機種を入れる、3回以上転圧） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ④ 埋設標識シート ・埋設標識シートの設置状況 ⑤ 下層路盤工 ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ⑥ 舗装板復旧工 ・舗装状況（合材名を表示） ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・実測値計測 余寸下がりH、厚さ t、復旧幅W <b>出来形</b> （仮区画線設置後撮影）	名 称	撮 影 内 容	注 意 点	(2) 抜粋で撮影	舗装切斷 ・舗装切斷状況を撮影		5 管路布設工	① 右設工 ・管のつり込み状況 ・右設位置計測、官民境界からの距離W、布設深度H <b>出来形</b> ② 銚管接合工程（全工程） ・管の切斷、補修状況 ・清掃状況 ・ロックリング、ゴム輪のセット ・標線の記入 ・滑り塗布の状況 ・管と継手の挿入・固定状況 ・ゴム輪の確認（薄板ゲージによる確認状況がわかるように接写） ③ 融着接合工程（全工程） ・管の切斷 ・清掃状況 ・融着面の切削 ・標線の記入 ・管と継手の挿入・固定状況 ・融着状況（インジケータの隆起が確認できるようにマークし接写）		図中、 土留工まで省略 1 出来形計測写真は、スタッフ、または巾広テープ等メモリの大きく 鮮明な用具を用いるとともに、測定値を差し具、またはポール等で 示し、数値が明確に判読できるよう撮影する。  土留工まで省略 <table border="1" data-bbox="1495 953 2226 1325"> <tr> <td>4 管路土工</td> <td>                 ★右設工だけでなく仮設土工、撤去土工も管路土工があれば撮影する ① 既設舗装厚計測 t ・実測値を表示（切斷面で撮影） ② 掘削、積込、床均し状況 ・掘削状況、積込状況、床均し状況 ・掘削深度H、下幅W <b>出来形</b> ③ 埋戻し工 ・崩壊め状況 ・転圧状況（転圧機種を入れる、3回以上転圧） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ④ 埋設標識シート ・埋設標識シートの設置状況 ⑤ 下層路盤工 ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ⑥ 舗装板復旧工 ・舗装状況（合材名を表示） ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・実測値計測 余寸下がりH、厚さ t、復旧幅W <b>出来形</b> （仮区画線設置後撮影）             </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1495 1377 2226 1703"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>撮 影 内 容</th> <th>注 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 抜粋で撮影</td> <td>舗装切斷 ・舗装切斷状況を撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 管路布設工</td> <td>                 ① 右設工 ・管のつり込み（<b>銚管の場合</b>）、<b>掘付（全管種）</b>状況 ・右設位置計測、官民境界からの距離W、布設深度H <b>出来形</b> ② 銚管接合工程（全工程） ・管の切斷、補修状況 ・清掃状況 ・ロックリング、ゴム輪のセット ・標線の記入 ・滑り塗布の状況 ・管と継手の挿入・固定状況 ・ゴム輪の確認（薄板ゲージによる確認状況がわかるように接写） ③ 融着接合工程（全工程） ・管の切斷 ・清掃状況 ・融着面の切削 ・標線の記入 ・管と継手の挿入・固定状況 ・融着状況（インジケータの隆起が確認できるようにマークし接写）             </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	4 管路土工	★右設工だけでなく仮設土工、撤去土工も管路土工があれば撮影する ① 既設舗装厚計測 t ・実測値を表示（切斷面で撮影） ② 掘削、積込、床均し状況 ・掘削状況、積込状況、床均し状況 ・掘削深度H、下幅W <b>出来形</b> ③ 埋戻し工 ・崩壊め状況 ・転圧状況（転圧機種を入れる、3回以上転圧） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ④ 埋設標識シート ・埋設標識シートの設置状況 ⑤ 下層路盤工 ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ⑥ 舗装板復旧工 ・舗装状況（合材名を表示） ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・実測値計測 余寸下がりH、厚さ t、復旧幅W <b>出来形</b> （仮区画線設置後撮影）	名 称	撮 影 内 容	注 意 点	(2) 抜粋で撮影	舗装切斷 ・舗装切斷状況を撮影		5 管路布設工	① 右設工 ・管のつり込み（ <b>銚管の場合</b> ）、 <b>掘付（全管種）</b> 状況 ・右設位置計測、官民境界からの距離W、布設深度H <b>出来形</b> ② 銚管接合工程（全工程） ・管の切斷、補修状況 ・清掃状況 ・ロックリング、ゴム輪のセット ・標線の記入 ・滑り塗布の状況 ・管と継手の挿入・固定状況 ・ゴム輪の確認（薄板ゲージによる確認状況がわかるように接写） ③ 融着接合工程（全工程） ・管の切斷 ・清掃状況 ・融着面の切削 ・標線の記入 ・管と継手の挿入・固定状況 ・融着状況（インジケータの隆起が確認できるようにマークし接写）		土工撮影範囲の注意点を追加  布設工撮影の注意点を追加
4 管路土工	① 既設舗装厚計測 t ・実測値を表示（切斷面で撮影） ② 掘削、積込、床均し状況 ・掘削状況、積込状況、床均し状況 ・掘削深度H、下幅W <b>出来形</b> ③ 埋戻し工 ・崩壊め状況 ・転圧状況（転圧機種を入れる、3回以上転圧） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ④ 埋設標識シート ・埋設標識シートの設置状況 ⑤ 下層路盤工 ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ⑥ 舗装板復旧工 ・舗装状況（合材名を表示） ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・実測値計測 余寸下がりH、厚さ t、復旧幅W <b>出来形</b> （仮区画線設置後撮影）																									
名 称	撮 影 内 容	注 意 点																								
(2) 抜粋で撮影	舗装切斷 ・舗装切斷状況を撮影																									
5 管路布設工	① 右設工 ・管のつり込み状況 ・右設位置計測、官民境界からの距離W、布設深度H <b>出来形</b> ② 銚管接合工程（全工程） ・管の切斷、補修状況 ・清掃状況 ・ロックリング、ゴム輪のセット ・標線の記入 ・滑り塗布の状況 ・管と継手の挿入・固定状況 ・ゴム輪の確認（薄板ゲージによる確認状況がわかるように接写） ③ 融着接合工程（全工程） ・管の切斷 ・清掃状況 ・融着面の切削 ・標線の記入 ・管と継手の挿入・固定状況 ・融着状況（インジケータの隆起が確認できるようにマークし接写）																									
4 管路土工	★右設工だけでなく仮設土工、撤去土工も管路土工があれば撮影する ① 既設舗装厚計測 t ・実測値を表示（切斷面で撮影） ② 掘削、積込、床均し状況 ・掘削状況、積込状況、床均し状況 ・掘削深度H、下幅W <b>出来形</b> ③ 埋戻し工 ・崩壊め状況 ・転圧状況（転圧機種を入れる、3回以上転圧） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ④ 埋設標識シート ・埋設標識シートの設置状況 ⑤ 下層路盤工 ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・各層毎の実測値計測 深度H、厚さ t <b>出来形</b> ⑥ 舗装板復旧工 ・舗装状況（合材名を表示） ・転圧状況（転圧機種を入れる） ・実測値計測 余寸下がりH、厚さ t、復旧幅W <b>出来形</b> （仮区画線設置後撮影）																									
名 称	撮 影 内 容	注 意 点																								
(2) 抜粋で撮影	舗装切斷 ・舗装切斷状況を撮影																									
5 管路布設工	① 右設工 ・管のつり込み（ <b>銚管の場合</b> ）、 <b>掘付（全管種）</b> 状況 ・右設位置計測、官民境界からの距離W、布設深度H <b>出来形</b> ② 銚管接合工程（全工程） ・管の切斷、補修状況 ・清掃状況 ・ロックリング、ゴム輪のセット ・標線の記入 ・滑り塗布の状況 ・管と継手の挿入・固定状況 ・ゴム輪の確認（薄板ゲージによる確認状況がわかるように接写） ③ 融着接合工程（全工程） ・管の切斷 ・清掃状況 ・融着面の切削 ・標線の記入 ・管と継手の挿入・固定状況 ・融着状況（インジケータの隆起が確認できるようにマークし接写）																									

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）				

<p>9-38~9-41</p> <p>9-3-4 工事写真管理</p>	<p>図中、 給水土工まで省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 給水切替</p> <p>※全箇所</p> <p>① 給水切替区（黒板豆図）、各戸別に添付</p> <p>② 使用材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サドル分水栓、メーターボックスなど</li> </ul> <p>③ サドル分水栓取付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設管深さHを計測。黒板に給水切替番号、所有者名、サドル口径、本管口径、管種、深さHを記載</li> <li>・空穿孔の場合は、切屑排出状況（HPPの場合は切屑排出状況は不要）</li> </ul> <p>④ 水圧試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定水圧で、3分間保持</li> </ul> <p>⑤ 防食コア挿入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本管が鋼鉄管の場合は、防食コア挿入状況</li> <li>・本管がHPP、VPの場合は、穿孔状況を撮影</li> </ul> <p>⑥ 給水取り出し状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリスリーブ被覆後に撮影</li> </ul> <p>⑦ 右設延長計測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り出しから量水器BOX（第1乙）までの延長L=L1+L2 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></li> <li>・官民境界点をポール等で表示し、延長が読めるようにすること</li> </ul> <p>⑧ 標識シート、オフセットマーカ（全数の1/3程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地オフセットで位置を復元</li> </ul> <p>⑨ 既設サドルのプラグ止め</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラグ止めをする場合</li> </ul> <p>⑩ 量水器BOX指付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂数均し状況</li> <li>・量水器BOX指付状況 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></li> </ul> <p>⑪ 屋内側右設延長計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量水器から屋内接続まで</li> </ul> <p>⑫ 屋内給装復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内復旧の出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>撮影内容</th> <th>注意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 舗装板復旧工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 舗装板復旧</td> <td>① 舗装板復旧展開図（黒板豆図）、展開図に番号をつけること</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 舗設状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・展開図の番号ごとに計測 延長L 巾W</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・本管板復旧、試掘板復旧、仮設板復旧、給水切替板復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 舗装本復旧工 (測点5.0mごと)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 舗装取壊し</td> <td>① 舗装断面図（黒板豆図）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・影響巾、残巾を表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 舗装切断</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・舗装切断状況を撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 舗装厚計測</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・実測値を表示 厚さ t</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 掘削、積込</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・掘削状況、積込状況（使用機種がわかるように）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 段切出来形（段切りを行う場合） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・幅W、厚さ t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>写真撮影項目 その他まで省略</p> <p>2 電子納品における写真分類ツリーについて、施工状況及び出来形管理等が確認しやすいように作成すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">＜参考：工事写真の分類と整理方法＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類 (レベル1)</th> <th>区分 (レベル2)</th> <th>工種 (レベル3)</th> <th>種別 (レベル4)</th> <th>細別 (レベル5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">出来形管理写真</td> <td>管路上工</td> <td>φ75mm</td> <td>NO.9</td> </tr> <tr> <td>管布設工</td> <td>A路線</td> <td>NO.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>件切弁</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>舗装板復旧工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>舗装本復旧工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>取壊確認（出来形管理）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	名称	撮影内容	注意点	9 舗装板復旧工			(1) 舗装板復旧	① 舗装板復旧展開図（黒板豆図）、展開図に番号をつけること			② 舗設状況			③ 出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>			・展開図の番号ごとに計測 延長L 巾W			・本管板復旧、試掘板復旧、仮設板復旧、給水切替板復旧		10 舗装本復旧工 (測点5.0mごと)			(1) 舗装取壊し	① 舗装断面図（黒板豆図）			・影響巾、残巾を表示			② 舗装切断			・舗装切断状況を撮影			③ 舗装厚計測			・実測値を表示 厚さ t			④ 掘削、積込			・掘削状況、積込状況（使用機種がわかるように）			⑤ 段切出来形（段切りを行う場合） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>			・幅W、厚さ t		大分類 (レベル1)	区分 (レベル2)	工種 (レベル3)	種別 (レベル4)	細別 (レベル5)		出来形管理写真	管路上工	φ75mm	NO.9	管布設工	A路線	NO.15			件切弁					消火栓					舗装板復旧工					舗装本復旧工					取壊確認（出来形管理）			<p>本文中、 給水土工まで省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 給水切替</p> <p>※全箇所</p> <p>① 給水切替図（黒板豆図）、各戸別に添付</p> <p>② 使用材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サドル分水栓、メーターボックスなど</li> </ul> <p>③ サドル分水栓取付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設管深さHを計測。黒板に給水切替番号、所有者名、サドル口径、本管口径、管種、深さHを記載</li> <li>・空穿孔の場合は、切屑排出状況（HPPの場合は切屑排出状況は不要）</li> </ul> <p>④ 水圧試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定水圧で、3分間保持</li> </ul> <p>⑤ 防食コア挿入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本管が鋼鉄管の場合は、防食コア挿入状況</li> <li>・本管がHPP、VPの場合は、穿孔状況を撮影</li> </ul> <p>⑥ 給水取り出し状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリスリーブ被覆後に撮影</li> </ul> <p>⑦ 右設延長計測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道取出しから量水器BOX（第1乙）までの延長L=L1+L2 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></li> <li>・官民境界点をポール等で表示し、延長が読めるようにすること</li> <li>・<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">屋内布設延長（量水器から屋内接続点まで全数）出来形</span></li> </ul> <p>⑧ 標識シート、オフセットマーカ（全数の1/3程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地オフセットで位置を復元</li> </ul> <p>⑨ 既設サドルのプラグ止め</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラグ止めをする場合</li> </ul> <p>⑩ 量水器BOX指付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂数均し状況</li> <li>・量水器BOX指付状況 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></li> </ul> <p>⑪ 屋内側布設延長計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量水器から屋内接続まで</li> </ul> <p>⑫ 屋内舗装復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内復旧の出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>撮影内容</th> <th>注意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 舗装板復旧工</td> <td>設計の標準掘削幅×右設延長分を設計計上し、測点ごとに設計の掘削幅以上を計測し、出来形とする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 舗装板復旧</td> <td>① 舗装板復旧展開図（黒板豆図）、展開図に番号をつけること</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 舗設状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・展開図の番号ごとに計測 延長L 巾W</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・本管板復旧、試掘板復旧、仮設板復旧、給水切替板復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 舗装本復旧工 (測点5.0mごと)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 舗装取壊し</td> <td>① 舗装断面図（黒板豆図）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・影響巾、残巾を表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 舗装切断</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・舗装切断状況を撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 舗装厚計測</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・実測値を表示 厚さ t</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 掘削、積込</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・掘削状況、積込状況（使用機種がわかるように）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 段切出来形（段切りを行う場合） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・幅W、厚さ t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>写真撮影項目 その他まで省略</p> <p>2 電子納品における写真分類ツリーについて、施工状況及び出来形管理等が確認しやすいように作成すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">＜参考：工事写真の分類と整理方法＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類 (レベル1)</th> <th>区分 (レベル2)</th> <th>工種 (レベル3)</th> <th>種別 (レベル4)</th> <th>細別 (レベル5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">出来形管理写真</td> <td>管路上工</td> <td>φ75mm</td> <td>NO.9</td> </tr> <tr> <td>管布設工</td> <td>A路線</td> <td>NO.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>件切弁</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>舗装板復旧工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>舗装本復旧工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>取壊確認（出来形管理）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	名称	撮影内容	注意点	9 舗装板復旧工	設計の標準掘削幅×右設延長分を設計計上し、測点ごとに設計の掘削幅以上を計測し、出来形とする		(1) 舗装板復旧	① 舗装板復旧展開図（黒板豆図）、展開図に番号をつけること			② 舗設状況			③ 出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>			・展開図の番号ごとに計測 延長L 巾W			・本管板復旧、試掘板復旧、仮設板復旧、給水切替板復旧		9 舗装本復旧工 (測点5.0mごと)			(1) 舗装取壊し	① 舗装断面図（黒板豆図）			・影響巾、残巾を表示			② 舗装切断			・舗装切断状況を撮影			③ 舗装厚計測			・実測値を表示 厚さ t			④ 掘削、積込			・掘削状況、積込状況（使用機種がわかるように）			⑤ 段切出来形（段切りを行う場合） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>			・幅W、厚さ t		大分類 (レベル1)	区分 (レベル2)	工種 (レベル3)	種別 (レベル4)	細別 (レベル5)		出来形管理写真	管路上工	φ75mm	NO.9	管布設工	A路線	NO.15			件切弁					消火栓					舗装板復旧工					舗装本復旧工					取壊確認（出来形管理）			<p>給水切替工延長計測の注意点を追加</p> <p>復旧展開図等の提出を不要としたため</p> <p>復旧展開図等の提出を不要としたため</p>
名称	撮影内容	注意点																																																																																																																																																																																									
9 舗装板復旧工																																																																																																																																																																																											
(1) 舗装板復旧	① 舗装板復旧展開図（黒板豆図）、展開図に番号をつけること																																																																																																																																																																																										
	② 舗設状況																																																																																																																																																																																										
	③ 出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>																																																																																																																																																																																										
	・展開図の番号ごとに計測 延長L 巾W																																																																																																																																																																																										
	・本管板復旧、試掘板復旧、仮設板復旧、給水切替板復旧																																																																																																																																																																																										
10 舗装本復旧工 (測点5.0mごと)																																																																																																																																																																																											
(1) 舗装取壊し	① 舗装断面図（黒板豆図）																																																																																																																																																																																										
	・影響巾、残巾を表示																																																																																																																																																																																										
	② 舗装切断																																																																																																																																																																																										
	・舗装切断状況を撮影																																																																																																																																																																																										
	③ 舗装厚計測																																																																																																																																																																																										
	・実測値を表示 厚さ t																																																																																																																																																																																										
	④ 掘削、積込																																																																																																																																																																																										
	・掘削状況、積込状況（使用機種がわかるように）																																																																																																																																																																																										
	⑤ 段切出来形（段切りを行う場合） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>																																																																																																																																																																																										
	・幅W、厚さ t																																																																																																																																																																																										
大分類 (レベル1)	区分 (レベル2)	工種 (レベル3)	種別 (レベル4)	細別 (レベル5)																																																																																																																																																																																							
	出来形管理写真	管路上工	φ75mm	NO.9																																																																																																																																																																																							
		管布設工	A路線	NO.15																																																																																																																																																																																							
		件切弁																																																																																																																																																																																									
		消火栓																																																																																																																																																																																									
		舗装板復旧工																																																																																																																																																																																									
		舗装本復旧工																																																																																																																																																																																									
		取壊確認（出来形管理）																																																																																																																																																																																									
名称	撮影内容	注意点																																																																																																																																																																																									
9 舗装板復旧工	設計の標準掘削幅×右設延長分を設計計上し、測点ごとに設計の掘削幅以上を計測し、出来形とする																																																																																																																																																																																										
(1) 舗装板復旧	① 舗装板復旧展開図（黒板豆図）、展開図に番号をつけること																																																																																																																																																																																										
	② 舗設状況																																																																																																																																																																																										
	③ 出来形計測 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>																																																																																																																																																																																										
	・展開図の番号ごとに計測 延長L 巾W																																																																																																																																																																																										
	・本管板復旧、試掘板復旧、仮設板復旧、給水切替板復旧																																																																																																																																																																																										
9 舗装本復旧工 (測点5.0mごと)																																																																																																																																																																																											
(1) 舗装取壊し	① 舗装断面図（黒板豆図）																																																																																																																																																																																										
	・影響巾、残巾を表示																																																																																																																																																																																										
	② 舗装切断																																																																																																																																																																																										
	・舗装切断状況を撮影																																																																																																																																																																																										
	③ 舗装厚計測																																																																																																																																																																																										
	・実測値を表示 厚さ t																																																																																																																																																																																										
	④ 掘削、積込																																																																																																																																																																																										
	・掘削状況、積込状況（使用機種がわかるように）																																																																																																																																																																																										
	⑤ 段切出来形（段切りを行う場合） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出来形</span>																																																																																																																																																																																										
	・幅W、厚さ t																																																																																																																																																																																										
大分類 (レベル1)	区分 (レベル2)	工種 (レベル3)	種別 (レベル4)	細別 (レベル5)																																																																																																																																																																																							
	出来形管理写真	管路上工	φ75mm	NO.9																																																																																																																																																																																							
		管布設工	A路線	NO.15																																																																																																																																																																																							
		件切弁																																																																																																																																																																																									
		消火栓																																																																																																																																																																																									
		舗装板復旧工																																																																																																																																																																																									
		舗装本復旧工																																																																																																																																																																																									
		取壊確認（出来形管理）																																																																																																																																																																																									

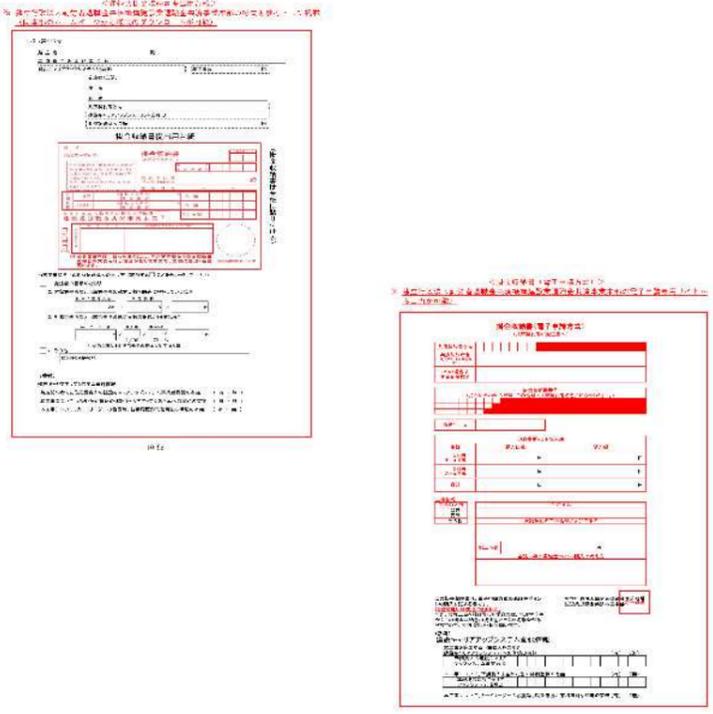
令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

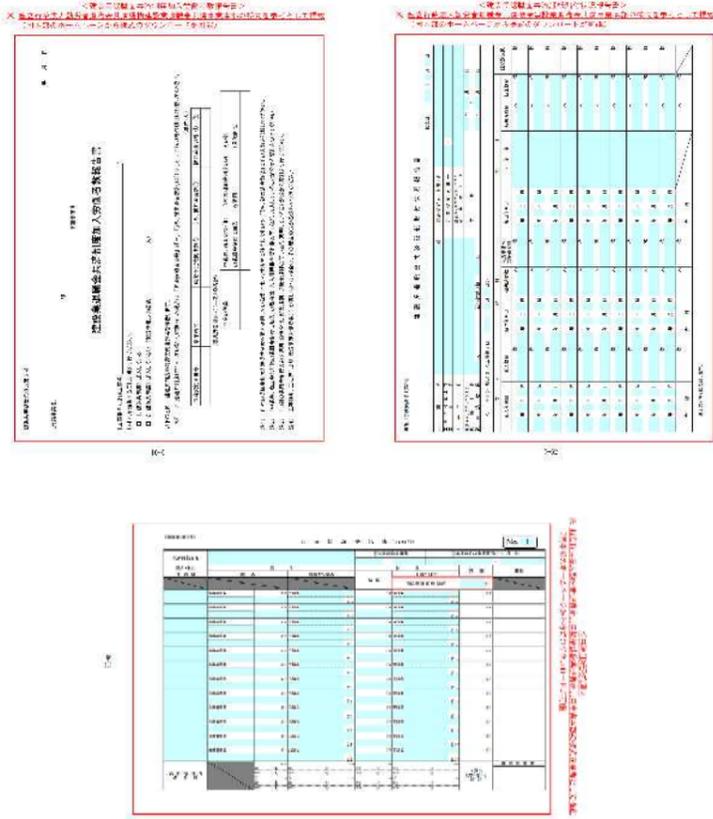
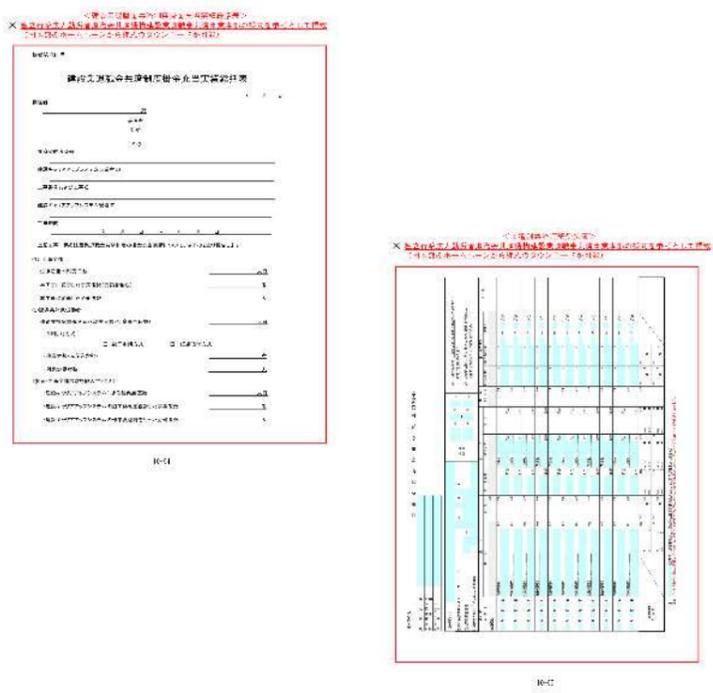
頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等																																																																																																				
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため																																																																																																				
第9章 工事関係書類（出来形管理基準含む）																																																																																																								
9-38	第5節 工程管理 9-5-2 作成要領	本文中、 1 省略 2 前月までの履行状況を、毎月5日までに、実施工程表(実績)により監督員に提出しなければならない。なお、提出は工事完成月の前月末分までとし、1-1-52現場責任者については、履行報告の適用除外とする。（第1章1-1-29） 3 省略	本文中、 1 省略 2 前月までの履行状況を、毎月5日までに、実施工程表(実績)により監督員に提出しなければならない。なお、提出は <u>工事着手の月分の報告から</u> 工事完成月の前月末分までとし、1-1-52現場責任者については、履行報告の適用除外とする。（第1章1-1-29） 3 省略	報告開始月について明記																																																																																																				
9-50	9-6-4 出来形管理基準	<p>図中、</p> <table border="1"> <caption>出来形管理基準</caption> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管路掘削 (※施-P108 下水道 管路掘削準用)</td> <td>掘削深度 H</td> <td>±3.0</td> <td rowspan="2">施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>幅 W</td> <td>-5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管路埋戻 ・管上10cm ・路床 (※施-P108 下水道 管路埋戻準用)</td> <td>深さ H</td> <td>±3.0</td> <td rowspan="2">施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>厚さ L</td> <td>-3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般舗装工 (※施-P22)</td> <td>基準高▽ 小規模以下</td> <td>±5.0</td> <td rowspan="4">中規模とは、1層あたりの施工面積2,000m<sup>2</sup>以上、小規模とは、表層及び基層の加熱7.5/7.4t混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>基準高▽ 中規模以上</td> <td>±4.0</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-4.5</td> </tr> <tr> <td># X10</td> <td>-1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基礎工 (※施-P18)</td> <td>幅 W</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="3">施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>厚さ t</td> <td>-3.0</td> </tr> <tr> <td>延長 L</td> <td>-5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弁枠埋戻付工</td> <td>仕切弁設置工 排水設備工</td> <td>公差▽</td> <td rowspan="3">1か所毎</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>消火栓設置工</td> <td>碎石基礎厚 W1、W2</td> <td>-5.0</td> </tr> <tr> <td>空気弁設置工 (※日本規格P144、 施-P114 組立マニホ 基礎工準用)</td> <td>碎石基礎厚 t</td> <td>-3.0</td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	管路掘削 (※施-P108 下水道 管路掘削準用)	掘削深度 H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所		幅 W	-5.0	管路埋戻 ・管上10cm ・路床 (※施-P108 下水道 管路埋戻準用)	深さ H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所		厚さ L	-3.0	一般舗装工 (※施-P22)	基準高▽ 小規模以下	±5.0	中規模とは、1層あたりの施工面積2,000m <sup>2</sup> 以上、小規模とは、表層及び基層の加熱7.5/7.4t混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。		基準高▽ 中規模以上	±4.0	厚さ	-4.5	# X10	-1.5	基礎工 (※施-P18)	幅 W	設計値以上	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所		厚さ t	-3.0	延長 L	-5.0	弁枠埋戻付工	仕切弁設置工 排水設備工	公差▽	1か所毎		消火栓設置工	碎石基礎厚 W1、W2	-5.0	空気弁設置工 (※日本規格P144、 施-P114 組立マニホ 基礎工準用)	碎石基礎厚 t	-3.0	<p>図中、</p> <table border="1"> <caption>出来形管理基準</caption> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管路掘削 (※施-P108 下水道 管路掘削準用)</td> <td>掘削深度 H</td> <td>±3.0</td> <td rowspan="2">施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>幅 W</td> <td>-5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管路埋戻 ・管上10cm ・路床 (※施-P108 下水道 管路埋戻準用)</td> <td>深さ H</td> <td>±3.0</td> <td rowspan="2">施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>厚さ L</td> <td>-3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般舗装工 (※施-P22)</td> <td>基準高▽ 小規模以下</td> <td>±5.0</td> <td rowspan="4">中規模とは、1層あたりの施工面積2,000m<sup>2</sup>以上、小規模とは、表層及び基層の加熱7.5/7.4t混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>基準高▽ 中規模以上</td> <td>±4.0</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-4.5</td> </tr> <tr> <td># X10</td> <td>-1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基礎工 (※施-P18)</td> <td>幅 W</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="3">施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>厚さ t</td> <td>-3.0</td> </tr> <tr> <td>延長 L</td> <td>-5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弁枠埋戻付工</td> <td>仕切弁設置工 排水設備工</td> <td>公差▽</td> <td rowspan="3">1か所毎</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>消火栓設置工</td> <td>碎石基礎厚 W1、W2</td> <td>-5.0</td> </tr> <tr> <td>空気弁設置工 (※日本規格P144、 施-P114 組立マニホ 基礎工準用)</td> <td>碎石基礎厚 t</td> <td>-3.0</td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	管路掘削 (※施-P108 下水道 管路掘削準用)	掘削深度 H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所		幅 W	-5.0	管路埋戻 ・管上10cm ・路床 (※施-P108 下水道 管路埋戻準用)	深さ H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所		厚さ L	-3.0	一般舗装工 (※施-P22)	基準高▽ 小規模以下	±5.0	中規模とは、1層あたりの施工面積2,000m <sup>2</sup> 以上、小規模とは、表層及び基層の加熱7.5/7.4t混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。		基準高▽ 中規模以上	±4.0	厚さ	-4.5	# X10	-1.5	基礎工 (※施-P18)	幅 W	設計値以上	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所		厚さ t	-3.0	延長 L	-5.0	弁枠埋戻付工	仕切弁設置工 排水設備工	公差▽	1か所毎		消火栓設置工	碎石基礎厚 W1、W2	-5.0	空気弁設置工 (※日本規格P144、 施-P114 組立マニホ 基礎工準用)	碎石基礎厚 t	-3.0	測定場所の注意点追加
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																																																																																				
管路掘削 (※施-P108 下水道 管路掘削準用)	掘削深度 H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所																																																																																																					
	幅 W	-5.0																																																																																																						
管路埋戻 ・管上10cm ・路床 (※施-P108 下水道 管路埋戻準用)	深さ H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所																																																																																																					
	厚さ L	-3.0																																																																																																						
一般舗装工 (※施-P22)	基準高▽ 小規模以下	±5.0	中規模とは、1層あたりの施工面積2,000m <sup>2</sup> 以上、小規模とは、表層及び基層の加熱7.5/7.4t混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。																																																																																																					
	基準高▽ 中規模以上	±4.0																																																																																																						
	厚さ	-4.5																																																																																																						
	# X10	-1.5																																																																																																						
基礎工 (※施-P18)	幅 W	設計値以上	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所																																																																																																					
	厚さ t	-3.0																																																																																																						
	延長 L	-5.0																																																																																																						
弁枠埋戻付工	仕切弁設置工 排水設備工	公差▽	1か所毎																																																																																																					
	消火栓設置工	碎石基礎厚 W1、W2			-5.0																																																																																																			
	空気弁設置工 (※日本規格P144、 施-P114 組立マニホ 基礎工準用)	碎石基礎厚 t			-3.0																																																																																																			
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																																																																																				
管路掘削 (※施-P108 下水道 管路掘削準用)	掘削深度 H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所																																																																																																					
	幅 W	-5.0																																																																																																						
管路埋戻 ・管上10cm ・路床 (※施-P108 下水道 管路埋戻準用)	深さ H	±3.0	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所																																																																																																					
	厚さ L	-3.0																																																																																																						
一般舗装工 (※施-P22)	基準高▽ 小規模以下	±5.0	中規模とは、1層あたりの施工面積2,000m <sup>2</sup> 以上、小規模とは、表層及び基層の加熱7.5/7.4t混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。																																																																																																					
	基準高▽ 中規模以上	±4.0																																																																																																						
	厚さ	-4.5																																																																																																						
	# X10	-1.5																																																																																																						
基礎工 (※施-P18)	幅 W	設計値以上	施工延長5.0mにつき1か所、路係延長5.0m未満は任意の点1か所																																																																																																					
	厚さ t	-3.0																																																																																																						
	延長 L	-5.0																																																																																																						
弁枠埋戻付工	仕切弁設置工 排水設備工	公差▽	1か所毎																																																																																																					
	消火栓設置工	碎石基礎厚 W1、W2			-5.0																																																																																																			
	空気弁設置工 (※日本規格P144、 施-P114 組立マニホ 基礎工準用)	碎石基礎厚 t			-3.0																																																																																																			

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-1	現場代理人・主任（監理）技術者届			総務課確認欄にチェック欄を追加
10-3	現場代理人・主任（監理）技術者変更届			総務課確認欄にチェック欄を追加

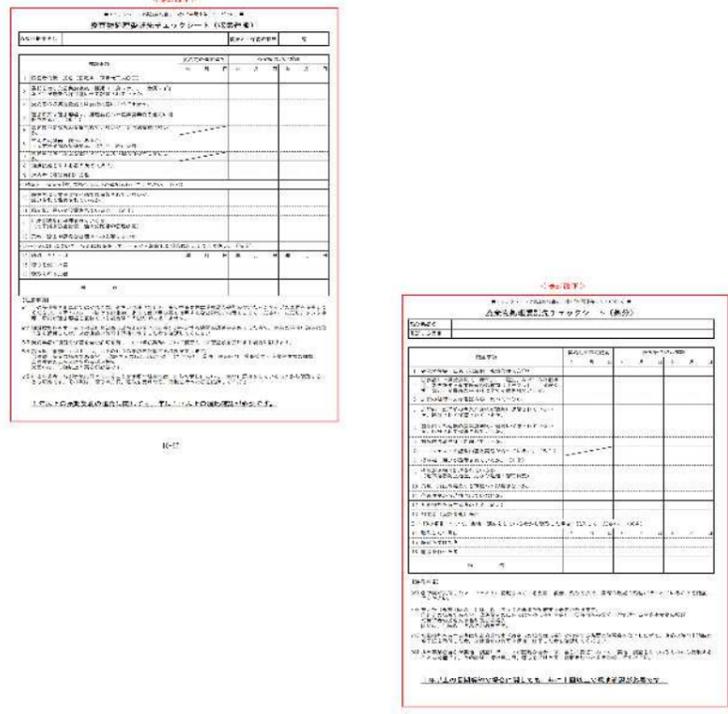


令和6年度 水道管工事標準仕様書 改訂 新旧対照表

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-58. 59	建退共掛金収納書類提出用台紙 掛金収納書（電子申請方式）	<p style="text-align: center; color: red;">新設</p>		<p style="color: red;">※独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業 （同本部のホームページから様式のダウンロードが可能）</p>
10-60	建退共の共済証紙について （報告）	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>■ 〇〇市〇〇業協会 次</p> <p>契約者 〇〇 様</p> <p>寄付元氏 名 称 代表者名</p> <p style="text-align: center;">建退共の共済証紙について（報告）</p> <p>本工事を請負開始しました（株）〇〇は、中小企業退職金共済に加入しています。また、下請負事業者から退職金請求をされており、労働者退職金共済制度の共済証紙を提出しませんでしたので報告いたします。</p> <p>〒 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>下請負業者名</p> <p style="text-align: center;">10-60</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>■ 〇〇市〇〇業協会 次</p> <p>契約者 〇〇 様</p> <p>寄付元氏 名 称 代表者名</p> <p style="text-align: center;">建退共の共済証紙について（報告）</p> <p>本工事を請負開始しました（株）〇〇は、中小企業退職金共済に加入しています。また、<span style="color: red;">下請負事業者から退職金請求をされており、労働者退職金共済制度の共済証紙を提出しませんでしたので報告いたします。</span></p> <p>〒 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>番 〇〇 〇〇</p> <p>下請負業者名</p> <p style="text-align: center;">10-60</p>	<p style="color: red;">建設業退職金共済制度の適正利用のため</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				
10-61. 62. 63	<p>建設業退職金共済制度加入労働者数報告書                      建設業退職金共済証紙貼付状況報告書                      共済証紙受払簿</p>	<p>新設</p>		<p>※独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業                      (同本部のホームページから様式のダウンロードが可能)</p>
10-64. 65	<p>建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表                      工事別共済証紙受払簿</p>	<p>新設</p>		<p>※独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業                      (同本部のホームページから様式のダウンロードが可能)</p>

頁	項目	改訂前	改訂後	根拠・理由等
目次			小項目を追加表示	検索を容易にするため
第10章 様式、資料				

10-66.67	<p>廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬）（処分）</p>			<p>様式改正のため ※運搬収集と処分の様式あり</p>
----------	----------------------------------	--	--	----------------------------------

10-105	<p>水道管継手管理表 ポリエチレン管ワンタッチ 継手部</p>			<p>様式の更新 ※標線の色について注意</p>
--------	--	--	---	------------------------------